國學院大學学術情報リポジトリ

琉球八重山の人頭税を吟味する

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大崎, 正治 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000990

〈論説〉

琉球八重山の人頭税を吟味する

大　﨑　正　治

要　　約

沖縄の前身であった琉球王国は独立国だったとはいえ，一方で中国と従属的な進貢貿易を営みつつ，他方で日本本土の薩摩藩の一支藩だったという複雑な従属的地位にあった。ところで，八重山を含む先島はその従属国の，さらに従属的な地域であった。そのシンボルが「人頭税」であった。

まず，沖縄本島とその周辺離島では村・地域の税負担は石高制であったが，村内では地割制（公平を期した定期的な耕地配分）を基にした一種の人頭税的な課税配分であった。

先島の税制の特殊性が苛酷な人頭税にあるという定説を検討して，本租（米やアワの上納）では税率は格別高くなかったことを明らかにする。むしろ士族（役人階層）と平民（農民）とのあいだの納税格差や反布その他の種々の品目から成る物納，さらには夫遣い（役人への労役義務や公役）にこそ人頭税制の苛酷性があったことを示す。

この複雑なメカニズムは，先島（とくに八重山）の士族（役人階層）が沖縄本島の地方士族より強い権力・権益を持っていたことから生じている。

キーワード

人頭税，石高制，反布，夫賃，夫遣い，

目次

はじめに―なぜ八重山の人頭税か
Ⅰ．琉球（沖縄）の税制
Ⅱ．八重山人頭税に対する評価
Ⅲ．八重山人頭税の実際
Ⅳ．八重山人頭税はどれだけ重かったか
Ⅴ．夫賃の構造
Ⅵ．八重山夫賃制度の実際
Ⅶ．夫賃の制度的背景

Ⅷ. 結論に代えて―八重山支配の特徴
注

はじめに―なぜ八重山の人頭税か

沖縄県辺野古湾の埋め立てによる米軍基地建設の計画を進めつつある日本政府とそれに強く抵抗する同県との間で現在，峻烈な対立が起きている。この対立は，百数十年前に強行された「琉球処分」（1879年琉球藩の廃止・沖縄県設置）の時に生じた緊張関係に匹敵するとみることもできよう。それは一種の民族対立（「琉球民族」対「大和民族」）の再燃となる可能性さえ秘めている。それは，遠く17世紀初めまで独立国だった琉球王国が日本への従属と被差別を受け始めた経緯にさかのぼって，琉球（沖縄）と日本本土のあいだの歴史認識を再検討する必要を迫っていると思わざるを得ない。

本稿では，沖縄県先島（宮古と八重山群島）に布かれたと言われる悪名高い人頭税（にんとうぜい）に視野をしぼって考えてみたい。それは日本（薩摩と背後に控える徳川幕府）の琉球支配と琉球王国自身の先島支配の実像を象徴的に表すはずだからである。

本稿には私の理論的動機が働いている。過去40年間，環境破壊と成長・開発について対決的に研究をつづけた私はついに経済人類学にたどり着き，向かうべき社会体制として「小国寡民」「むらはくにである」を提唱してきた。そして，その具体的なイメージを求めて，フィリピン・ラオス・インドネシア・中国など，（パプアニューギニアを含めて）アジア先住民族の現場に力を入れて歩いたり住んだりしてきた。このアジア先住民族の観点からみると，琉球（沖縄）の民衆文化はいくぶん差はあるものの，共通のアトモスフェアにあふれている。その意味から，私は1990年代初めと2000年初めに沖縄に内地留学の機会を得て，沖縄本島北部の今帰仁村に住み込んだり，八重山（石垣島と西表島）のウタキ（村の拝所）を原付自転車に乗って見て回ったりした。それ以

来，沖縄の中でもアジア先住民族の文化ともっとも似た先島の文化に対する郷愁と関心をずっと抱き続けてきた。今回先島人頭税に取り組んだ理由のもう一つはここにある。

最後に，私自身の主観的動機があることも否定できない。1964-65年と75-76年の二度にわたって，オランダの社会人類学者コルネリウス・アウエハント Cornelius Ouwehand が日本の最南端にある波照間島に日本人の妻静子さんとともに滞在して，フィールド調査した成果を英語版で1985年に出版した。日本語版『HATERUMA』（中鉢良護訳）が出たのはさらに20年遅れて2004年であった(1)。ところが，わが国ではいまだにこの著作に対する書評や紹介がほとんど出ていないという。この話に私は挑戦心をそそられ，「では自分がこれを扱って，研究論文か紹介を書いてみよう」と思いたった。しかし手掛けてみて，それが大変な重荷であることを思い知った。それは訳者解説や索引を除いても500頁を越す大著であるうえに，その邦訳書名がローマ字であるため，一般読者が手を出しにくいのではないか。さらに，人名・地名以外に祭礼の名前やその神饌や祭具，食物・動植物の名前などがすべて波照間語，しかもカタカナで書かれているので，私自身もそれぞれを識別するのに相当手を焼いた。

ともかく，この著作は社会人類学の研究だから，私もそのつもりで社会人類学的作業に取り組んだ（それ自体も難行だった）。しかしながら，アウエハントにとってあくまで些末なテーマである人頭税について彼が言及している箇所にぶつかって，俄然行き詰まってしまった。その理由については本稿の途中で触れるつもりだが，私が曲がりなりにも経済学徒の一人であるため，人頭税の問題をゆるがせにできないことを痛感した結果，八重山の社会人類学的検討はひとまず擱いて本稿の研究を始めるにいたった。

Ⅰ．琉球（沖縄）の税制

先島の人頭税を扱う前に琉球王国下の沖縄本島地域の税制について触れざる

を得ない[2]。1609年，3000人余の兵を派して琉球を侵略した薩摩藩は琉球国王を薩摩に拉致して2年にわたって捕虜とした[3]。その間に薩摩藩士の手で琉球全土の検地を行ったうえで，奄美地方を除いて琉球国王の領地支配とその89,086石の知行を認知した[4]。つまり沖縄半島，その周辺島嶼と先島を持つ琉球は中国と同時に薩摩（ひいては徳川幕府）との二重の従属関係をもつ半独立国家となった[5]。

a. 本租

薩摩藩は検地を通じて日本本土の石高制を琉球に押し着せ，琉球の税制構造の外枠を固めた。琉球王府はその下で「代掛（ダイガカリ）」と呼ばれたシステムを築いた。具体的には以下のとおりである。各村の年貢は

検地で査定された村の「草高」[6]×村の「代（ダイ）」

で決められた。したがってこの「代」は一見税率にみえる。しかし琉球王府はその「代」を

検地以前に村が徴収された年貢÷村の草高

の式で計算したにすぎなかったのである。つまり，この「代」は正式な税率ではなく，あくまで薩摩藩がやって来て行った検地で決めた草高当たりの係数にすぎなかった。

日本本土の近世幕藩体制では，検地によって各百姓の田畑の境界を確定したうえで，田畑一筆ごとの面積を測る。他方，その村や各耕地の生産量その他の生産性（村勢や土壌肥力）を考慮して，村の位やすべての田畑に等級を割り当てる。そのうえで各等級ごとに反あたり収量を石盛として査定する。次に，各等級毎に田畑草高を集計し，その等級別集計値をさらに集計して得たのが，その村の生産量すなわち石高である。ここまでが検地の作業である。その後，村の位と田畑の等級に応じてあらかじめ定められた税率を各等級の生産量に掛けて年貢額を計算するのを石高制と呼ぶ。それが検地にもとづく税制である[7]。

ところが，琉球では検地前に徴収していた納税額をそのまま引き継いだ値を

先に前提して，それと検地で推計した草高との比率を「代」として後から推計したわけである。したがって，検地以前の年貢がＡ村とＢ村とで同じであっても，検地の際の石高（草高）が両村のあいだで異っていると，「代」も違う。したがって「代」は２つの村の実際の税負担力を反映せず，村の間で不公平をもたらすのである[8]。

極論すれば，代掛は薩摩藩が検地を実施して押し付けた石高制をうわべだけ採用したものであった。王府自身，一筆ごとに石高と並記して，「マルキ」という伝統的な計量単位を用いて実際の収量を表わしていた[9]。けっきょく，琉球国の代掛システムは変形された石高制度，つまり琉球の伝統的な税制と石高制度のアマルガム（あるいは妥協）だったといえる[10]。

琉球王国のこのような税制をめぐる学問的評価が研究者の間でなかなか固まらなかったのはこの為ではないだろうか。たとえば，琉球の石高は米で測ったのか籾で測ったのか，いや混合高だったのかと，長期にわたって論争が続いた[11]。また，各百姓の納税額も文字通りこの代掛で計算されたとみなされたが，上で述べたように，代掛システムは村の間や百姓の間で不平等をもたらしたと非難された。さらには，1980年代以後，学界において代掛システムは不完全な税制だったと考えられるに至った[12]。それまでは，このようなテーマについてじゅうぶん決着がつかなかったから，琉球の税制が酷税であったかどうかについても，後でみるようになかなか定説ができなかった。琉球型「代」の概念と税率とを混同しやすいことも一つの原因ではないだろうか。

それはともかく，石高は田では米で，畑ではムギおよび下ダイズ（ゲダイズ）で計算して，その徴収も米・ムギ・ダイズを納めるのが原則であるが，それらが不足して差し支えるときは以下の品目で代納することもできた。アワ・アワ籾・キビ・キビ籾・白ダイズ・本ダイズ・アズキ・白扁豆・ナタネ・砂糖・真ワタ。主な換算率を紹介すると，アワ・キビは米と同格であったが，ムギ２石は米１石と等価であった。ムギと同格なものは下ダイズ・アズキ・アワ籾・キビ籾であった。砂糖100斤は米３斗７升５合と等価だとみなされた[13]。

薩摩藩は検地後の当初，芭蕉布3,000反，上布6,000反，下布10,000反[14]その他6種の現物を納めよと命じたが，すぐにこれらを一括して銀32貫目（定額）の上納を命じたかと思う間もなく，1石あたり銀3匁の代で換算した米の量を上納せよという別の命令に切り替えた。こうして，薩摩は琉球型石高制をいっそう推進・督促する圧力者になった。さらに途中から自藩の財政逼迫に駆られて，しばしば石高を増やすよう琉球に迫った。しばらくの間は，琉球王府はおいそれと従わなかったようだ。その代りに，薩摩と琉球のそれぞれは増税の近道を求めて，琉球百姓にたいする付加税を増やしていった。

b. 付加税

まず薩摩藩は「賦米（ブマイ）」「牛馬口米」[15]という付加税の枠を設けて自らの税収を増やした。そのうえ二度も「盛増」[16]と称して実際の米生産量と関係なく帳面づらで石高を引き上げさせた。対して琉球王府はそれに伴う対薩摩上納負担を「掛増（カケマシ）米」[17]という付加税にして，琉球の百姓から追加徴収した。その後には，同王府も1611年に定めた石高1石あたりの徴税係数すなわち「代」に則って，さきの盛増高にこの「代」を乗じて本租の上納量（本出米）を増やした上に，それに合わせて上述の付加税も自動的に増額した[18]。

こうして薩摩への上納量は何度も増加されたが，琉球全体の米総生産量に対する割合をみると，近世を通じて25.4％を超えることはなかったという[19]。「（当時の）沖縄人が思う存分に搾取られて，ただ食う為に生きている」という伊波普猷の説[20]は今も沖縄の多くの人々のあいだに膾炙しているが，この数字で見る限り，それは誇張にすぎたように思われる。しかしその裏には，この重圧の中で新田開拓や生産技術の高度化によって米や粟の生産量を増やした琉球百姓の努力が働いていたことを忘れてはならないだろう。これが薩摩に対する上納率の上昇を防いだのである。

ともかく上にみるように，琉球王府は薩摩藩のための税の徴収中継役にとど

まったのではなく，自らいろいろな付加税と特別税を設けて薩摩の圧力に便乗した。本来の貢租（本租）を増やす手っ取り早い策として以下のような付加税を設けた。

①「浮得（ウキトク）出米（のちに上木（ウワギ）米とか浮得税とか呼んだ）」，②「荒欠地（アラカケチ）出米」，③「在番出米」，④「斗立（トダテ）」，⑤「口（クチ）米」，⑥「欠補（ケッポ）」，⑦「蔵役人心付」。

①（1629年からはじまった）浮得出米または上木米は，もともと薩摩藩が命じた9品目の現物税から銀（のちに米）に代えて納めることになったときも，琉球王府は百姓からこの現物税をさらに15品目に広げて，徴収し続けたものである。のちに，そのうち漆は免税にして，芭蕉・カラムシ（苧麻チョマ，唐苧ともいう）・イグサの3品目は1611年の検地で測量された敷地面積に応じて米を納めることにして，付加税から本租に移行させた。シュロ・桑・塩は現品のまま納税させたが，そのほかのクネンボ，ダイダイ，船・綱などは各品目の現在数を調べて，その数量に対してそれぞれの一定の税率をかけて徴収した。

こんなに細密で煩雑な計算は地方では実行されなかったらしく，間切（マギリ）では各々バラバラに，ずっとおおざっぱな基準（たとえば各戸均等割りとか，一部の人に全部負担させる代わりにほかの税を免除するとか）でこの浮得税の額をきめていた[21]。

②（1682年からはじまった）荒欠地出米は，検地後に欠損地が出た分，税米の収入が減るので，それを補うため1石につき1升7合増税するという百姓泣かせの政策であった。実は中国から渡来する冊封使を迎える経費を王府が蓄えるためであった[22]。

③（1741年からはじまった）在番出米は1石につき7勺（1勺は1石の1,000分の1）で，異国船警備のため琉球王府が数か所の浦（内海）に派遣した役人の給料だという[23]。王府自ら負担すべきものを百姓全体に負担させたのである。王府の吝嗇ぶりが透けてみえる。

④斗立は，米その他の穀物の運搬・保管の途中でこぼれたり砕けたり，虫や

ネズミの害を受けたりして減耗するのを補う趣旨で，1石につき1斗2升（つまり12%）を加えて徴収した。

⑤口米は，薩摩藩で上納米を運搬する百姓の飯代に充てていたのに習って，1石につき2升の税をとった（「旧慣租税制度」215頁）。しかし，実際には無給かそれに近い最下級の役人の扶持や，役人が紙・墨その他の購入に充てられる。また，この口米にもさらに12%の斗立が加えられる。

⑥欠補はムギ・マメ・ナタネ・砂糖などで米を代納するときに加える税である。前の3種の場合，王庫（国立倉庫）に納めるとき1石につき3斗6升，地頭に納めるときは1石につき2斗4升の率で追加払いする。米に代わって砂糖を納めるとき100斤につき4斤2合，ムギ・ダイズを砂糖によって代納するときは100斤につき5斤を追加するとした。

⑦蔵役人心付は，納税を納める百姓は，貢納物を保管する倉庫の役人にチップとして，1石につき1斗6升（先島では8升）を加えて払わねばならないというのである。このようなチップを渡すのは，蔵役人は無給ないしきわめて薄給だからであると言っていたが，実際には，これによって蔵役人には普通の下級役人を上回る収入が入ってきた。王府は彼らの役得を公認していたのである。

もちろんこのほかに，すでに挙げた薩摩藩に納める付加税負担（賦米・牛馬口米・掛増米）が加わる。

c. 特別税

沖縄本島と周辺島嶼の特別税には次の二つがある。いずれも封建制度の原則に立った労働地代から発展したものである。それは百姓男女一人ずつに課されたのであるから，れっきとした人頭税の性格を帯びていた[24]。

①「夫役ブヤク銭」ーこれは，もともと百姓が地頭（士族階級の上級クラス）に対して払うべき労働義務を金銭や物に代えて払うものである。百姓は間切（マギリ）を管轄する惣地頭に対して年に1回，村を管轄する脇地頭[25]のために2日働くものとして，1人1日の労働義務を男は銭1貫文[26]，女は500

文と換算した。

②「日用銭ヒヨウセン」ー夫役を納める対象が王府になったものである。つまり，王府のために数日働いた。その金納代金は夫役と同じく男1日1貫文，女500文であった。そして王府が在った首里からの距離に応じて労働日数が加減された。すなわち，首里に近い島尻と中頭（ナカガミ）の地方は1ヶ月に5日，次に近い沖縄本島北部の国頭（クニガミ）地方は4日，伊江島は3日半，伊平屋（イヘヤ）島と久米（クメ）島・粟国（オグニ）島・渡名喜島は2日半。たとえば，島尻地方から首里まで50 km以内。久米島から首里までは100 kmだが，海上を渡ることを考慮して，労働日数は国頭より短く決められた。

もちろん琉球の百姓の多くは商品作物を栽培していなかったので，米・粟・下ダイズなどで代納する百姓が多かった。琉球王府はこれらの付加税と特別税で王府の経費を賄っていた。

d. 琉球（沖縄）の税率はどれだけか

このテーマも沖縄の学界でしっかりした定説はできていない。暫定的に18世紀の史料でみれば，琉球王国の惣高は94,230石余，現納高は31,099石余であった[27]ので，本租の税率は33％である。ほかでもっとも合理的と思われる説によると，琉球王国の税率は27.3％つまり「二公八民」であったという[28]。同じ時代における日本本土の税率は，当時から「四公六民」と言われてきたが，現代の歴史学では25-30％説が有力である[29]。いずれにしても，琉球（少なくとも沖縄本島と周辺離島に関するかぎり）の本来の貢租は，薩摩藩への上納を含めても，日本本土の幕藩体制のものよりかくべつ重くはなかったと言える。

e. 本租の配賦方法

具体的に，琉球（沖縄本島と周辺諸島）において各個の百姓はこの本租をどのように配分徴収されていたのだろうか。このテーマをめぐっても定説は確立していないようだ。

①代掛説ーこの説の元祖は前出の明治期の調査報告書「旧慣租税制度」で，初めこの説は強かった。琉球石高制度が熱気を帯びて論議されたのは，ひとつには，代掛システムがそのまま百姓に適用して徴収されたとみたからであろうと推測できる。

しかし，従来の資料を子細にみれば上の説は成り立たない。なぜなら「旧慣租税制度」は自ら「沖縄及離島ニ於ケル代掛地租」と題した節を設けていながら，租税の個人への配賦方法や手続きについて具体的に叙述した箇所はどこにもみつからないからである。それどころか，「村以下ノ賦課徴収ニ関スルコトハ全ク之ヲ各村ニ放任セルノ組織ニシテ如何ナル事ヲ為セルヤハ茲ニ説明ヲ為スコトヲ得ス」と書いている(30)。とにかく代掛租税システムは個人に適用されたことはなく，ただ，王府から間切そして村へ配賦するまでの段階で採用されていただけである(31)。

②ゆるやかな人頭税説

それでは，村に割り当てられた年貢額は村の中でどのように個々の農家へ配分されたのであろうか。

数個の間切(32)の例をみると，以下の方法で分けている。①村の田畑を，たとえば数百数十に分けたロットを「持地」と呼ぶとすると，各自はその持地の数によって田租を払う。②畑租は村内の（たとえば）3つの組の組長に配賦して，組長は各組の間でそれぞれの方法で配分する。③夫役銭は13歳以上60歳以下の人口で均等配分する。ただし，女性は男性の2分の1。④浮得税は屋敷の広さや戸数に応じて賦課する。

したがって，琉球の租税制度は柔軟な人頭税だといっても許されるだろう。「沖縄県旧慣租税制度」は「各村便宜ニ従ヒ区々錯雑ノ取扱ヲ為ス」と結論しているが，それによると，村内の租税配分を記録した「横帳」があったそうだ。それは明治旧慣時代に沖縄県庁（旧王府に相当）から出向してきた職員にさえ秘密にしていた帳簿であったが，東京から派遣されてのちにこの「旧慣租

税制度」を執筆した調査官が実際にこれを見てもぜんぜん理解できなかったという[33]。

この横帳を握っている村役人（村掟ウッチ）こそ村の農業を取り仕切って，百姓を支配しているとみる研究者もいる[34]が，私はむしろ村の税制のナゾは琉球の土地制度の特徴を成すいわゆる「地割制」に見つかると考える[35]。すなわち「収税の法が間切なり村なりの連帯責任になり，間切が村へ，村がその住民へ頭割に負担させる仕組になっていた」と述べた東恩納寛惇や，さらにもっと古くに「配当地の割合に応じて貢租・夫役を負担し」と書いた仲吉朝助，「貢租は集合的共同責任によって負担する」と言った田村浩らの諸学説が重要な手がかりになる[36]。

したがって，地割制度が実行されているかぎり村の中で代掛システムは働いていなかったとみなせるのだから，名寄帳は有名無実だった可能性が高いと言えよう[37]。

琉球の地割制度では，村内の地割決定に際して15歳以上の男子百姓が全員参加する徹底した合議制が進んでいたといわれている[38]ので，年貢負担もそうした合議制で決められていた可能性が高い。文字の読めない百姓たちが符牒やわら算を用いて貢納負担の配分を協議して個別負担を定めていたと想像される。沖縄旧慣期に東京の明治政府から派遣された調査官がそれらの慣行や横帳を理解できなかったからといって，年貢配分を記録する「横帳」を備えた村社会を秘密めいた専制社会ないし半奴隷制社会のようにみなすとしたら，それは誤解だと思われる。

ともあれ，琉球の地割制度（とりわけ地割の均分法や起源）をめぐって琉球の税制以上に錯綜した論議が展開しており，これ以上本稿で立ち入ることは断念せねばならない。ただ，アジアと中国の経済人類学に従事してきた私の立場[39]からいえば，薩摩藩の侵略・慶長検地以前はむろんのこと，琉球王国の成立よりずっと前，15世紀に漂着した朝鮮済州島民が与那国島で見た無酋長社会を含む部族社会時代やグスク時代・按司時代から，琉球各村は共同体シス

テムを保っていて地割制を実行していたと考えたい[40]。おおかたの琉球地割制論者が一部の人を除いて，アジア先住民のあいだで通常みられた地割的土地利用制度はもちろんのこと，マルクス晩年の著作「資本主義生産に先行する諸形態」についても無関心であることに一驚を禁じ得ない[41]。

Ⅱ．八重山人頭税に対する評価

先島（とりわけ八重山）の税制すなわち人頭税は，今なお学説にとどまらず伝説や口承（悲話）の形でホットに語られているようだ。たとえば，与那国島にある崖「クブラバリ」（幅3m，深さ7m）は今や八重山の観光スポットになっているが，高名な民俗学者谷川健一はこれについて，「妊婦を跳ばせて跳びそこねたものは岩の割れ目に落ちて死ぬようにさせた」と紹介しつつ，「15歳から50歳までの男女はすべて貢租の対象となった」，「人頭税によって，明治35年までじつに266年のあいだの塗炭の苦しみをなめることになった」と書いた。

同じく民俗学者宮良高弘は，「史上まれにみる苛酷きわまる人頭税」，「（それ）に耐えかねた百姓に堕胎・間引きの悪習となってあらわれた」という。社会人類学者アウエハントも声をそろえて「悪名高い」，「次第に減少する人口に対して冷酷な圧迫になっていった」と評した。また，芸術家岡本太郎は沖縄ルポルタージュで人頭税を「むごい税の負担」と描いた[42]。

先島の人頭税にたいするこうした厳しい評価は，地元の研究者によっても確認されている。『新八重山歴史』の著者は，その序文で八重山史を「搾取と差別・・・の歴史」と要約し，八重山は「苛斂誅求その極みに達し，島民は266年という長い間，全く奴隷的苦役に泣き暮らした」と総括しつつ，本文でもときには感情もあらわに，「押えても押えても押さえきれない痛憤の念をどうすることもできない」と語った。さらに，『八重山の人頭税』の著者も，人頭税を「もっとも苛酷で高率な人頭税」「天下一の悪法」「悪政」と評し，「（琉球の

レベルでは税金は「四公六民」であったが,）八重山の農民は十公ゼロ民とまではいかなくとも，ほとんどそれに近い課税」と極論しつつ,「人頭税はいわば八重山住民を人としてではなく物として扱っていた」と痛烈に非難した。そして『新八重山歴史』と同様に，八重山の歴史を「われわれの先祖をむごく取り扱った苦難の歴史」と締めくくった(43)。

このような怨嗟と恐怖に満ちた評価は八重山地方の民衆（とりわけ百姓）全般のあいだで広がっていて，今なお伝えられていると思われる。けれども，有名な民俗学者兼郷土史家，喜舎場栄珣が執筆して，八重山地区教育長事務所に置かれた「八重山歴史編集委員会」が 1954 年に編集発行した『八重山歴史』のはたらきがもっとも大きかったと考えられる。

『八重山歴史』において，喜舎場は人頭税を「苛酷な悪税」「苛酷な搾取手段」と描いて,「悲痛な人頭税の真相」をあらわすものとして当時の百姓に膾炙していた格言（八重山語）を引用しつつ，以下のように敷衍した。「島民の納税負担額が苛酷であった上に公役を課され，48 種目の納税に没頭して，月に 20 日は公事に［廿日オーデーラー］，10 日しか自分の生業に従事するというように休む暇のない窮状であった」。そして「農民を納税機として扱う」と口を極めて批判した。そして「（八重山）島民は［が］堕胎・自殺・脱村・山賊などと悲惨非道な手段をとる」のはやむを得ないことだったと述べた。

そのあと彼は八重山全体の歴史を総括して,「二重三重に搾取機関にしぼられて八重山は酷使暗黒時代と化し,」「八重山歴史の近世論は人頭税史としても過言ではない」と結んで，冷静な言葉を重ねながらもっとも痛烈に人頭税を非難した(44)。

喜舎場のこれらのきびしい表現が上で紹介した多くの評価のなかで文字通り繰り返されたり，少なくとも大きな影響を与えたように思われる。

人頭税を憎む議論はたいてい，薩摩藩とそれに従属する琉球王府がかくべつ先島に差別と搾取の対象を求めて，先島のみに人頭税制度を布いたと認識している。しかし，すでに前節で私は，沖縄本島百姓の耕地配分は持ち地の数や家

族数・労働力数を考慮した，広い意味の戸数割に配分されており，その意味で地割制度は一種の人頭制であったと述べつつ，貢納額もその持ち地の数に応じて決められたのだから，村ごとに地割制度と租税制度が結びついていたと書いた。その意味から，私は“土地制度も人頭制，税制も人頭制”と表現したのである。つまり，沖縄半島でも広い意味の人頭制，いわゆる頭懸（ズガカリ）制があった(45)。

以上のような基本的位置づけを行うと，沖縄も先島も人頭税制度であったが，以下でみるように，先島では王府と八重山の在番・蔵元・各村の役人による農村・百姓に対する支配（搾取と抑圧）が格別にきめ細かくかつ執拗なものであったと考えられる。

Ⅲ．八重山人頭税の実際

a. 男の「人頭税」

八重山の納税者を「正人」（ショウニン）と呼び，そのうち男子は「正男」で，女子は「正女」と呼ばれた。いずれも年齢は16歳以上50歳以下から成る。

上で述べたように女子は反布の糸紡ぎ・織物に重点を置くので，本租は八重山では正男だけが負担した。米の徴収量について通説によると，沖縄本島（周辺島嶼を含む）では石高制で，本租の納税高は田畑の収穫量に応じて決めたのに対し，先島（宮古・八重山）では直接納税者各人を対象に徴収したという。これが先島の人頭税だというのである。つまり，本島では文字通り地租であるに比べ，先島では一人頭の貢租である。けれども，すでに述べたように，本島の村内における税の配賦基準でさえ実際には正規の石高制でも代掛システムでもなく，持地の数で計っていたのである。

八重山の場合には，村の間の納税配分にあたって，以下でみるような人頭税の方法を採用した。まず1629年に，慶長検地の「村位」を適用して，八重山32ヶ村を上・中・下・下々に分けた。すなわち，「上村」は22ヶ村で，「中

村」はただ1つ波照間村だけ，「下村」は3村，「下々村」は6ケ村であった。それは気候・地質，農地の土地生産性，村の生活水準，さらには村へのアプローチの遠近も考慮して，王府が定めたのである。

けれども，実際に蔵元や間切から各村に課税する根拠として，各村の納税者（正人）をごく大まかな年令別貢納支払能力（生産性と言ってもよい）を基準にして，男女とも4つの年齢別クラス（つまり「人位」）に分けた。つまり，年齢21-40歳の男女は「働き盛り」，つまり最も高い生産性の持ち主，と見なし，それを「上男女」と呼んだ。貢租能力において次に続くグループは年齢41-45歳の男女クラスで，それを「中男女」と呼んだ。同様にして，「下男女」は46-50歳，「下々男女」は16-20歳と決められた。

下の1表の横の行は，さきに挙げた村位を表しているのに対し，縦の各列は正人の人位を示している。左端の欄の「分」は現代日本の税率と同じではなく，さりとて沖縄本島でみた「代（ダイ）」でもない。しいて言えば配賦率つまり貢租ウエイトであろう。このウエイトは日本の幕藩体制下の石高制・検地に倣ったものである。この「分」の1単位（「1分」）が貢租の配賦単位である。これを計算する方式を「分」数式と呼ぶが，以下にそれを示そう。実はこの「分」数計算式は，本稿の冒頭で紹介したアウエハントが作成した定式を応用したものである（ここに記して感謝する(46)）。

1表　貢租の配賦ウエイト，村位と正男・正女の人位

クラス	分	1上村	2中村	3下村	4下々村
a	16分	上男女	—	—	—
b	14分	中男女	上男女	—	—
c	12分	下男女	中男女	上男女	—
d	10分	下々男女	下男女	中男女	上男女
e	8分	—	下々男女	下男女	中男女
f	6分	—	—	下々男女	下男女
g	4分	—	—	—	下々男女

（資料：「沖縄県旧慣租税制度」前掲254頁）

①「上村」1に属するすべての村（上村群）において人位の最高ランク「上男女」に位置づけられるクラスをaと呼ぶと，そのaクラスぜんたいの貢納ウエイトは$16n_a$（つまり$16\times n_a$）であらわされる。n_aはaクラスの八重山全体にわたる人数である。同様にして，上村群の他のクラスの貢租ウエイトは$14n_b, 12n_c$,・・・$4n_g$と表わされる。

②　すると，上村に属するすべての村のすべてのクラスを合わせた上村群全体の貢租ウエイトX_1は以下の式で表される。

$$X_1 = 16n_a+14n_b+12n_c+\cdots+4n_g$$

③　村位1, 2, 3, 4に配された各村群（1, 2, 3, 4）の小計値Xを積算すると，Bを得る。すなわち，

$$B = X_1+X_2+X_3+X_4$$

Bは八重山全体の貢租ウエイトを表す。

④　定額人頭税制度のもとでは八重山全体の貢納額（1892年では1286石）をAで表すものとすると，A÷Bで「分」1単位に等しい貢租配賦基準値Mがはじき出せる。

⑤　上村に属するi村の納税総額は$M\times X_i$であるが，以下の式で村の貢納ウエイトX_iが計算される。

$$X_i = 16n_{ai}+14n_{bi}+12n_{ci}+\cdots+4n_{gi}$$

ただし，このi村の各クラスの人数はそれぞれn_{ai}，n_{bi}，n_{ci}.・・・n_{gi}で示される。

下々村の納税総額も同様にして$M\times X_{iv}$で推計される。こうして各村の課税配分額が決まる。

ちなみに，八重山の人口がもし増加したらBも増加するので，A÷Bで計算されるMの値が減っていく。人口増は1人当たりの貢租負担の減少をもたらすのである。逆に，人口が減少すると，1人あたりの負担は増える。

⑥「上村」の「上男」1人の税額は$M\times 16$で算出され，「下々村」の下々男の納税額は$M\times 4$だと分かる。

ところで，上の1表に則って貢納負担の配分が決められる前に，実はおおかたの役人とその妻が「正人」から外れて免税の特典を与えられていたことに注目せねばならない。八重山在番ならびに蔵元（地方政庁）の主な役人――頭（カシラ）・首里大屋子（シュイウフヤク）・与人（ユンチュ）・蔵筆者（ピッシャ）など――は夫婦とも終身免税で，その子孫のうち2人も免税された。夫婦一代限り免税されたのは目差（メザシ）ら蔵元派遣の村役人と村役目の村築（ムラチク），そして平民でも位階（親雲上ペーチン，築登之チクドン，赤頭アーシュ）をもらった者である。こうした役人のほかに，在番と同筆者[47]の妾，5人以上の子供を持った両親，出産後2年間子供を養育している両親，そして不具者も免税対象になった。

彼らの免税分はすべて「正男」「正女」に負担させた。免除者の数は1894年当時，男の場合合計518人であったが，これを正男全体の数3646人と比べるとほぼ1対7の割であり，実際にも，免除分248石は年貢米1286石のうち19％に達していた[48]。

ここで本項を集約すると，上記の村の上納配賦額（$M \times X_i$ や $M \times X_{iv}$）を計算して各村に指示したのは蔵元である。しかし，⑥で計算した各正人の額（M×16，M×14・・・）はただ村配分額を計量するための基礎データにすぎなかった。これまで人頭税に悲憤慷慨してきた人々の一部は個々の正人に（M×16，M×14・・・M×4）が実際に課税されたと誤解したのではないだろうか。たとえば，前節でみた谷川の「15歳から50歳までの男女はすべて貢租の対象となった」という発言は谷川自身が人頭税は個々人にかけられたと考えていたことを前提しているし，これを読んだ読者は必ずそう思ってしまうだろう。真実はそれと違って，村の貢納額（$M \times X_i$ や $M \times X_{iv}$ など）を蔵元から指示された村々は，必ずしも1表に沿った⑥の計算式を用いて配賦したのではなく，自主的な方針で各個人の間を配分した。そのなかには，沖縄本島でみたような合議制もあった。

b. 反布は女の「人頭税」

宮古と並んで八重山の税制の第一の特徴は米に加えて反布（タンフ）を上納させたことにある。反布のうち上布は薩摩への重要な貢納品であった。通説によると，琉球王府は八重山の税収総体を3,089石とみなし，反布の上納を考慮して米上納量を1,286石（前述の付加税や斗立・蔵役人心付を含む）と定め，残り5割以上を反布の形で納めさせたという。

しかし，実際には，薩摩藩と琉球王府は優先して反布の品目ごとに所要数量を指定してきたのである(49)。具体的にいうと，まず「御用布」として以下の品目が王府（もちろんその後ろに薩摩藩が居る）から寸法・数量ならびに特定の縞柄を指定して注文され，それらは高等技術を持った女性だけに織らせた――①20枡（ヨミ）(50)紺縞および赤縞細上布，②同白細上布，③18ヨミ紺縞および赤縞細上布，④同白細上布，⑤17ヨミ紺縞および赤縞細上布，⑥19ヨミ縮布，⑦9ヨミ木綿布。その次に，白上布500疋(51)，白中布100反，白下布100反が八重山の他の女性に割り当てられた。

八重山の織物が薩摩藩によっていかに珍重されていたかがここにうかがえるだろう。とくに，カラムシ（苧麻チョマ）の繊維を用いた先島上布は，本土では今日にいたるまで「薩摩上布」と称されてきたが，実は琉球王府を通じて薩摩に献上されたものが多いのである。そして薩摩を通じて京都・大坂・のちに江戸の市場に流れ，京都貴族と，将軍を筆頭に全国の武士・商人の上流階級に珍重された。こうして，本土各地に上布や絣の生産が広まったようである(52)。

ともかく反布上納と石高制との整合性をとるため，反布の量を米の価値1,803石に換算した。たとえば，最高級品の20ヨミ紺縞細上布1反は米1石7斗，最も安い白下布1反は米2斗5升と評価された(53)。織女への代価は，彼女らの人頭税負担つまり米上納負担量に換算して相殺する形となった。こうした換算プロセスによって反布上納は石高制と連動していたのである。したがって，反布の上納，いいかえれば女の人頭税の重み，は先にふれたように八重山の租税体系の特色を成していた。

2表　反布の各品目の寸法と士族・平民の配分（1880年代，＊は石垣9ヶ村）

	A	B	C	D	E	F	G	H
ⅰヨミ数	10	7.5	5	20	18	17	19	9
種類	白上布（疋）	白中布（反）	白下布（反）	細上布（反）	細上布（反）	細上布（反）	縮布（反）	木綿布（反）
ⅱ長さ（尋） ⅲ幅（尺寸）	11尋 1尺7寸	7尋半 1尺4寸	7尋 1尺3寸	8尋 1尺3寸	7尋半 1尺3寸	7尋 1尺3寸	7尋1尺 1尺6寸	7尋 1尺3寸
士族正女	165	41	41	—	—	—	—	—
平民正女	237	59	59	＊70	150	560	10	311
与那国島平民正女	98	—	—	—	—	—	—	—
計	500	100	100	70	150	560	10	311

（上表は大﨑作成。資料：「沖縄県旧慣租税制度」『沖縄県史』21巻，251-2頁。白上布・中・下布のヨミ数のデータは田中著『沖縄織物の研究』144頁による）（ただし，1ヨミ＝経タテ系80本。1尋＝5尺とみなす）

反布上納負担はまず蔵元から各村へ配賦されるが，上の第2表は大まかな説明を与えてくれるが，配賦プロセスを示すには不十分である。私の見たかぎり，ほかの史料や研究も配賦方法を十分理論的に明示したものは少ないように思われる(54)。以下は，いくつかの関連文献を参考にして模索して得た配賦方法をモデル的に示したものである。

寸法や縞柄など，反布の種類がいろいろある上に，その品目の上納数量も相異なるので，どの品目にも共通な経（タテ）糸の総量（各々の布のタテ糸の数（ⅰ×80）×反布の長さ（ⅱ）×幅（ⅲ））を基準にして配分するものとする。

上の表を一見して分かるように，士族の女性は紡織の容易な反布を負担し，難度の高い御用布の紡織はすっかり平民女性にかぶされている。前項の第1表でみた米上納の負担配分と比べれば，先島，少なくとも八重山では，士族と平民の間の階級差別は女性のほうで男性より露骨であったといえる。そのほか八重山では，役人の妻のほかツカサ（村の祭祀を司る女性）と女頭（ブナジイ），布晒し人（女性）は御用布上納を免税された。

村間配賦のプロセスは次のとおりである。

①　はじめに，上でみた納税免除者と最近死亡した人名を納税リストから外した。また，「手伝い人」(55)も外した。

②　御用布の中でも最高級品20ヨミ細上布（上表のD）を優先して，その紡織を蔵元役人がじきじきに監督できるように，2表の＊印で示したように，蔵元の置かれている石垣村とその周辺の計9ヶ村の平民正女512人のうち65人に限ってこの品目を70反担当させた。つぎに，与那国の平民正女515人に白上布98疋を分担させた（その貢納負担の配分は以下の④と⑤でみる式に準じて計算された）。

③　ほかの御用布（E, F, G, H）を残るすべての村の平民正女に負担させた。ここで注目すべきは，反布の負担配賦においては村位は考慮されないことである。

各品目のタテ糸総量（A）をヨミ数（ⅰ），長さ（ⅱ），幅（ⅲ），反数（ⅳ）をもとに計算する。ただし，長さと幅の単位は尺で表わす。すなわち，

$$A=(i\times 80)\times ii\times iii\times iv \qquad (1)$$

なお，タテ糸数とヨミ数の関係は「1ヨミは80本」で表される（注50参照）。たとえば，Fの17ヨミ紺縞および赤縞細上布560反のタテ糸総量Aは34,652,800尺である。同様に計算した他の3品目の糸総量と合計して，御用布品目E, F, G, Hのタテ糸総量A_Zを得る。

④　つぎに，前項の1表に基づいた「分」数計算式を（石垣9ヶ村と与那国を除いた）すべての村の平民正女に適用して，前項bのBに相当する八重山全体の貢布ウエイトの値をB_zとすると，それは以下の諸式を経て得られる。

まず18ヨミ細上布（E）ぜんたいの貢布ウエイトをX_Eと表わし，それを織る（石垣9ヶ村と与那国を除く）すべての村の平民正女の人数を4つの人位（上女，中女，下女，下々女）に分けてn_{Ea}，n_{Eb}，n_{Ec}，n_{Ed}と表わすと，

$$X_E=16n_{Ea}+14n_{Eb}+12n_{Ec}+10n_{Ed} \qquad (2)$$

同様にして，残る3品目の貢布ウエイトをX_F，X_G，X_Hで表わし，各品目ごとの4つの人位に属するすべての村の人数は各々n_{Fa}，n_{Fb}，n_{Fc}，n_{Fd}，n_{Ga}，

n_{Gb}，n_{Gc}，n_{Gd}，n_{Ha}，n_{Hb}，n_{Hc}，n_{Hd} と表わす。すると各品目の貢布ウエイトは以下の式で計算される。

$$X_F=16n_{Fa}+14n_{Fb}+12n_{Fc}+10n_{Fd} \qquad (3)$$

⋮

$$X_H=16n_{Ha}+14n_{Hb}+12n_{Hc}+10n_{Hd} \qquad (4)$$

以上の 4 品目を合わせた総貢布ウエイト B_Z は次の式で計算される。

$$B_Z=X_E+X_F+X_G+X_H \qquad (5)$$

⑤　したがって　　$A_Z \div B_z=M_Z$　　(6)

この M_Z がこの 4 品目全体の貢布配賦基準値である。

⑥　よって上女のタテ糸量で測った反布負担割当て量は 1 人あたり $M_Z\times16$，下々女の負担割当て量は $M_Z\times10$ と推計できる。中女と下女の負担量も同様に計算される。各村のあいだの 4 品目の貢納ウエイト X_Z は前項 a の⑤の式に準じて計算できる。各村の配賦量は $M_Z\times X_Z$ できまる。

⑦　最後の 3 品目（白上布 A・中布 B・下布 C）の場合，上の③と同じように各品目のタテ糸総量 A を合計した A_y を得る。ここで気を付けないといけないのは，白上布の数量単位が「反」でなく「疋」であることだ（1 疋については注（51）を参照されたい）。

⑧　④と同様にしてこれら 3 品目の総貢布ウエイトを計算するが，この場合 2 表のとおり士族・平民に分けるので，白上布 A・中布 B・下布 C の 3 品目を士族と平民に分けてタテ糸総量や「分」数の計算を行って，A_y，B_y，M_y，A_q，B_q，M_q が得られる。すなわち，前の 3 つは士族正女の，後の 3 つは平民正女の貢納関連数値である。

⑨　いずれの時にも各村の負担分を各品目の反数に還元するとき，1 反に足りないか，余るかするケースが多く表れるだろう。そのとき，翌年に繰り越す，あるいは他の村の余り分や不足分をお互いに融通しあう。

⑩　貢布の配賦は村レベルまでは人頭税であるが，以下でみるように村内の組の内では集団作業なので，貢納も集団責任であった。

そのときの方法は実際には村々で自主的に決めていた。ふつう正女の間で何人かずつ組をつくらせ，組の間で上の1人当たり責任糸量を基準に配分した。組の間で配賦する過程で反布1反以下の端数が出たときは，組の間で融通して，今年当たらない組は翌年当たるように回した。組内で代表の女性を選んで組間や組内の調整に責任を負った。彼女は「本付モトツキ」と呼ばれた。

したがって，村の中では反布上納の配賦では，上の2表で計算した「分」数計算は適用されなかったのである。

先島上布の特徴はカラムシの繊維を原料に用いるほか，捺染過程で絣部分の糸に藍（青色）・グール（紅露，こげ茶色）・フクギ（黄色）などの色素を竹筆で塗って染色したところにあった。けれども，かくべつ細い糸で目の詰まった織物をつくる点に最大の特徴がある。とくに，20ヨミの織物は幅1尺3寸（クジラ尺）にタテ糸が1,600本通っている。こんなに布目が詰まっていては，糸紡ぎも織物も並みの女工では無理である(56)。八重山では，士族の女性が仕上げる反布ならそれぞれ自分の家で織っても許されたのに対し，平民の担当する御用布や上布の場合は，村番所の隣に貢布小屋を設けて集団的に作業させられた。

貢布小屋は事実上工場の体を為していて，織女が地機（ヂバタ）を行う小屋の外には，織女の子どもたちが母を慕って多数集まって騒がしかった。手伝い人として年少の少女が一人いつも織女のそばについていた（前に触れたように彼女も反布の納税を免除された）。

タイマツを灯して夜なべ仕事をすることも何日かあった。蔵元や村番所の役人がたえず訪れて目を光らせていた。ブナジイは作業場の中で監督や技術指導を行った（彼女は織物のベテランであるが，村では数少ない女役人でもあり，上でみたように御用布の納税を免除されている）。小屋の中はいつも薄暗く，まるで牢屋みたいだったという(57)。

自宅で織りもの作業をする場合でも，組うちの合議によってタテ糸総量で計った作業量はふつう均等に配分された。1人で1反を織上げることはない。1

人の織女の分担が完了すると，この布の中間製品が別の1人の家に運ばれて，作業を続けた。

完全に織りあげたら，織女に割り当てられなかった正女たちが布を3時間煮込んだあと，さらに3時間木槌で砧打ちして，その後それを洗って10-20日間天日に晒したうえに1週間海水に漬けて洗った(58)。（この晒しの工程では布晒し人が指導した。彼女も御用布の貢布を免除された。）

八重山の平民女性の労働の苦しさ，それと同時に完成したときに味わう天にも昇る喜び，さらには難事業を成し遂げた誇らしさを唄い上げたいくつかの八重山民謡は，このようなところから産まれたのであろう。たとえば，

「筋持つぃぬ美（チュ）らさ，ヨミ美らさ。」【月夜浜節】

「20（ハタ）ヨミぬ御布／綾（アヤ）美らさ拝でぃ／
　干し晒し晒し，上ぎてぃしゅでぃら。」【布晒し節】(59)。

Ⅳ．八重山人頭税はどれだけ重かったか

本稿Ⅰ節で，沖縄本島の税率つまり百姓の負担度合がだいたい27ないし33％であったことを諸研究から確認したが，八重山ではどうだったのか。もちろん，人頭税が呪詛されている現地では異口同音に税率は高かったと認識されている。けれども，入手できた範囲で資料にあたって吟味してみたが，計数的に確かなものを見つけるのはきわめて困難であった。八重山では本島以上に確実な史料や系統的な統計が少ないことも一つの原因であろう。ここでは，主な議論だけ吟味してみたい。

a.『沖縄大百科事典』

これによれば，1647年に男子1人平均の米納は本租9斗余，付加税は1斗8升余，計1石8升余。女子1人平均は反布5反余。同事典はこのデータを挙げつつ，天災や在地役人による収奪を加味して，人頭税は「過重負担」だったと

結論している[60]。しかし，1人あたりの平均米生産額が計算されないかぎり，税が「過重」か否か判断できないはずだ。

b.『八重山歴史』

八重山人頭税の苛酷を主張する議論を代表する『八重山歴史』では，

①　“上村の上男1人1石6斗4升余り，下々村の下々男1石2升余り”と書いている[61]。この資料も上のaと同様，生産高と比較しないと税の苛酷性を証明できない。

②　ほかに，同書は以下のような1892年のデータを提供している。

前節でみたように，年貢は正男つまり男性のみ貢納し，付加税は正男・正女とも負担するものだった。二度夫賃や民費は後の節でくわしく扱う。いずれにしても，下の3表の各欄の税負担者の範囲が相異なっているから，各欄の1人あたり負担額を単純加算することにかくべつ意義はない。けれども，この総合計をあえて正男3,195人に単純平均すると，1石3斗5合に達する。

この値は上の①のデータと近似しているのは興味深い。けれども，いずれのデータも，それだけで重税を数量的に証明するには生産高のデータが必要であった。

そこで私が補いとして，1872年米穀石高6,637.3石（「琉球藩雑記2」『沖縄県史』第14巻79頁）を用いて税率を計算してみた。第3表の「総合計」

3表　貢租米（1石＝10斗＝100升）

	石	負担人口（人）	1人あたり（升）
年貢米	988.6	3,195.5	30
付加税	298.4	6,829.5	4
二度夫賃	506.1	2,320.5	44
民費（蔵元費）	2,377.7	11,726	15
総合計	4,170.6		93

（資料：『八重山歴史』141頁。右端の欄は大崎が追加）

4,170.6 石の総石高に対する比率は 62.8％ となる。これはたしかに高いと言える。けれども，二度夫賃や民費を捨象して貢租だけの税率をみるとすると，税率は 19.4％ に減る。

人頭税が重いのは必ずしも貢租に由来するのではないことがここに推測できるだろう。

c.『新八重山歴史』

牧野『新八重山歴史』はようやくズバリと税率に言及してくれたようにみえるが，その税率は「80％ 以上」だと言うからきわめて高い数字である。

しかし，この「80％ 以上」という数値の提示にいたる手続きの点では著者はいろいろ間接的なデータを並べているが，相互の脈略があまりない。そのうえ論理的プロセスもあまり明確でなく，その信頼度も高いと言えない(62)。けれども，そのまま見過ごすことも見放すこともできないので，彼の趣旨と資料に沿って，強いて彼の推計をフォローしてみることにする。

①　貢納額の推計

著者の牧野はまず，八重山の典型的な 5 人家族の構成を‘上男 2 人，上女 1 人，子供 2 人’と仮定したうえ，その 1 戸あたり貢納総額を，民費（所遣米）を含めて 2 石 8 斗余（ｉ）と推計した。

(イ)　彼が 2 石 8 斗余という推計値をはじくための資料として，はじめにつぎの 4 表を提示した(63)。この表によると，この家族の上男の 1 人あたり負担額合計は 13.8 斗である。この家にはほかに上男 1 人と上女 1 人が居るので，負担額合計は 35.2 斗プラス白上布 1.3 丈に達する。これは先の推計値 2 石 8 斗余（ｉ）を大きく上回ってしまっていて，正確な推計とはいえない。

(ロ)　そのためであろうか，牧野はとつぜん田代安定のデータを紹介することに転ずる。残念ながら，彼はなんらその典拠（文献名と発行年）を示していない。それはともかく，田代によると，1 人あたり負担額は合計 9～11.2 俵だという。これを「1 俵＝3 斗」で換算すると 2 石 7 斗ないし 3 石 3 斗になる。こ

4表　貢租・民費負担額（1892年南風見村調）

等別	1人貢納	同所遣	同貯蓄	合計
上男	6.1	6.9	0.7	13.8
中男	5.4	6.9	0.7	13.1
下男	4.6	6.9	0.7	12.3
上女	7.6	白上布　1.3丈		
中女	6.7	同　　1.1丈		
下々女	4.7	同　　0.8丈		

（単位は斗。小数点以下2桁は切り捨て。）（大﨑作成。資料：笹森著『南嶋探験』第1巻，225頁）

ちらのほうが牧野の推計した2石8斗余（ⅰ）に近い。

以上の推計プロセスを振り返ると，彼の提示した推計値（ⅰ）は実は田代のデータ(ロ)から得たものだったと判断できる。では，なぜわざわざ4表を掲示して，それによる複雑な計算を読者に暗示したのだろうか。推計プロセス(イ)はもともと必要なかったようである。人騒がせもいいところだ。

②　生産量の推計

百姓の粗収入（米生産量）を推計する段になると，牧野は，その米生産量を収穫するために必要な1戸あたり水田面積を4反歩（ⅲ）と推計しただけで，具体的な生産額（ⅱ）をみずから示すことはなかった。まるで読者に（ⅱ）の予想を任せたのと同然である。けれども，水田必要面積4反（ⅲ）を推計できたのは牧野が貢納推計値2石8反（ⅰ）を“反収7斗”で割ったからである(64)。つまりここで牧野は暗黙に，“生産量は貢納量2石8斗余に等しい”とみなしたことになる。ここには隠れた循環論法が演じられているのだ。論理的にいうかぎり，これでは税率すなわち搾取率は導き出せない。

じっさい彼は上の推計の後で以下のように書いている。

「当時の一般農家の年間収入というものは，貢租に相当する稲作の外は，主に家族の食糧作物の収穫だけであって，これらの合計を年間の素収入としてみれば，きわめて大まかな筆者の推定ではあるが，恐らくその素収入の80％以上が人頭税貢租として，収奪されていたであろうことがほぼ推定される。いわ

ゆる八公二民である。[65]」

このステートメントのからくりは，彼が正式に推計する前に，“水田からの収穫はすべて上納に捧げるに終わった”と断定（上に紹介した推計方式ではけっして証明されていないにもかかわらず）したうえで，平均家族の食べるものは米ではなくアワや甘藷など，畑から得るものだけだというこれまた予断を，読者に暗示することにあるようだ。（じゃあ，なぜ牧野は初めからそう明言しないのか。彼が施したこの複雑なーしかも明示しないー推計は科学を装ったこけおどしだったのだろうか。）

したがって，残念ながら私にとって，この文献『新八重山歴史』で「搾取率80％以上」という言説が科学的に証明されたとは思えない。（もちろん私は水田稲作の収穫分の相当な部分が琉球王府・薩摩への上納に充てられたことを否定するものではなく，ある程度信頼できる科学的証明を期待しているだけである。）

d.『HATERUMA』

アウエハントのこの大著の中で人頭税を扱った部分はほんの数頁にすぎない。まして著者の大方の力は波照間島の社会人類学研究に発揮されたことも否定できない。けれども，この人頭税を論じた部分が私のひっかかった障害物だったので黙って通り過ぎることはできなかった。

①　まずアウエハントによれば，「人頭税体制が導入される以前，税負担は生産高の40％であったものが，導入後は次々と増大し，ついには2倍近くになった」と上記のb.『八重山歴史』で語られていたという。私はこのステートメントの前半を否定しないが，後半の「2倍近くになった」と『八重山歴史』で語られていたという部分は，私が調べたかぎり確認できなかった。

②　アウエハントは，『八重山歴史』の執筆者喜舎場（本節b項）と牧野（同c項）の二人が一致して人頭税の税率を80％以上とみたという。これが事実において正確ではないことはすでに述べた。しかし，アウエハントは波照間

のデータでこの80％説を自力で証明しようと試みた。

彼によると，1892年に波照間全体の水田面積は596反，米生産高は420石であった。そしてこの島の戸数が126戸であったので，1戸当たりの平均面積4.7反，生産高3.29石とアウエハントは推計した。彼は，牧野の推計した（というより田代の説を借用した）データ（平均的な5人家族の1戸あたり納税額は2.8石ー正確には2.7ないし3石，必要面積は約4反）を採用して，それらを波照間の上の数値と比べつつ次のように書いた。

＜命題ｉ＞「2.8石の税は，波照間のような中位の島の1家族の平均4.7反の生産高（3.29石）とまさに等しい。」

この訳文に対応する以下の原文をみても，意味はまったく同じである。

“the tax of *2.8 koku* exactly equals the *total yield (3.29 koku)* of the on the average *4.7 tan* area for a family on the middle-class island which Hateruma was.”(66)

訳文の「2.8石の税が・・・3.29石の生産高と等しい」とか原文の「the tax of *2.8 koku* equals the *total yield (3.29 koku)*」とかいう文章は，いずれも理解に苦しむ。まず，文法的におかしい。むしろ，“2.8石の税は3.29石の生産高に対する課税である”と書くべきであったろう。しかし，“米の収穫物はすっかり上納に持って行かれる”という牧野の予断をアウエハントも受け継いだとしたならば，この禅問答のような命題（ｉ）の趣旨はなんとか想像できる気がする。けれども私はすでに上のｃ項で，このような予断は科学的論理のうえでは許されないと批判した。

彼はこの後で次の結論を提出している。

＜命題ⅱ＞「波照間の同じ構成の家が米で納める税は（生産高3.29石）の80％以上になる。」

このアウエハントの命題（ⅱ）を命題（ｉ）から導き出すのは到底無理である。彼自身挙げているほかの説明は，「村（島」の上位と中位の違いを考慮(67)」するというものである。これによって彼が具体的に何を意味するのか

不明である。

が，念のために生産高3.29石の80％を計算すると，2.63石になる。この値は命題（ⅱ）の「80％以上」に満たないが，それに近い。この程度なら，この命題は意味を成すかもしれない。しかし，それは牧野の推計（これ自身借用）を借りた間接的推量にとどまり，アウエハント自ら波照間島の税率を証明したことにはならない。

牧野がやろうとしたように，第Ⅲ節の1表を使って推計作業をやるほうがよかったと思う。この1表に基づいて行う貢納額の「分」数計算の定式を開発したのはアウエハント本人だったのだから，波照間の税率を1表とこの定式をつかって計算してほしかった。たとえば，以下のような推計が考えられるのではないか。

③　アウエハントの仮定に沿って，波照間島の平均的家族Bは牧野の南風見村の平均的家族Aと同じ家族構成を持つとしよう。すなわち，上男2人，上女1人，子ども2人とする。

すでに王府は，波照間島を「中村」，南風見村を「上村」と決めている。したがって，本稿Ⅲ節の1表を適用すれば，南風見村の上男が属するクラスの貢納基準は16分（単位）であるに対し，波照間村の上男クラスの貢納基準は14分であることが分かる。だとするならばBの上男の貢納額は，Aの上男貢納額6.1斗余（本節の4表による）の16分の14，すなわち5.3斗余だと推計できる。

以上の推計をもとにこの家族B（上男2人を含む）の1戸あたり米貢納額を推計すると，それは1.7石と計算できる。

「村（島」の上位と中位の違いを考慮する」というアウエハントの言葉を私なりに考量すると，かえって波照間島の平均的家族の貢納量は南風見村より貢納量は低くなるのである。

このようにして，私は，波照間島の米の貢納額は収量3.29石の80％でなく52％と概算できた。少なくとも米の貢納に関するかぎり，52％が波照間島に

おける税率である。

e. 黒島説

上の諸説に対して，黒島はもっと一般的な公式統計データ（「御財制，『里積記』など）を利用して推測している。まず，明和の大津波以前の税率（貢租率）は付加税や反布（米に換算した値）を考慮に入れても，35％程度にとどまると結論した。

また，大津波以降人口が減少した時代にも貢租率は生産高の2割であって，布を考慮しても3割5分程度にとどまるという[68]。

彼の推計作業は単純明快であるうえに，公式データを使っているので信頼度は高いと思われる。

f.「享保12年　盛増高御目録」

私自身はほかの史料から税率を示す一つのデータを見出した。これは1724年当時の状況を表している。

5表　石高と貢納（1724年）[69]

	琉球王国	八重山島
惣石高	94,230石7斗余	6,881石7斗余
現納	31,099石7斗余	2,666石4斗余

（「現納」とは実際に上納した分という意味。これには付加税を含む。）

これでみると，八重山の税率は38.7％であった。他方，同じ統計の上で琉球全体の税率は33.0％であった（上表の左側）。

g.「琉球藩雑記2」

もう一つのデータもみておきたい。

6表　石高と貢納（1873年）[70]

耕地面積		812.3町,
田畑石高	（米）	6,637.3石
貢米	（同）	823.9石
反布貢納	（同）	1,502.3石（米で換算）
計		2,618.5石

これでみると，田畑だけでは税率は12.4％で，反布負担を考慮に入れても39.5％にとどまる。

以上でみるかぎり，八重山の米貢納率が沖縄本島よりはるかに重かったと結論することはできない。したがって，たしかに八重山の税率のほうが高いが，大差はなかったと結論してよいだろう。慶長検地の時，石高は実際の生産量より過大につけていた[71]。しかし，琉球王国時代の農業生産力は着実に進歩したと言われている[72]。それを考慮に入れると実際の税率は時代とともに低くなっていったようだ。

h.「人頭税」とは何だったのか

この段階で，「人頭税」と呼んできたものはいったい何だったのかを整理しておく必要が出てきたと思われる。

私はⅠ節で，沖縄本島とその周辺離島について土地利用は地割制で，租税の配分も頭懸り（がかり）であったことを示した。その意味で“土地制度も人頭制，税制も人頭制”と言えよう。税制に限っていうと，それは半ば石高制，半ば人頭税だったと位置付けてよい。つまり，本租を王府や間切が各村に配賦する過程ではたしかに石高制に則っていても，地割によっていろいろな要素を加味した頭懸り（1人当たり）法で各人の持ち地が配分されていた結果，村の中の配分段階では持ち地の面積に応じて上納額を決めていた。その点で柔軟な人頭税であったといえよう。

Ⅲ節で男の「人頭税」と形容した八重山男子の本租（米上納）では，たしか

に蔵元から村への配賦段階では第1表に即して年齢別にウエイトを付けた「分」数計算であったが，村の内部では頭懸りによる配分であった。人々が「人頭税」と呼ぶとき，おおかた前者の「分」数計算を指していたが，それは蔵元レベルでの計算作業にすぎず，実際に各個人がこの額（たとえば$M_z \times 16$）で上納したわけではない。むしろ後者の合議的頭懸りのほうが「人頭税」の名前に近いと思われる。

私が女の「人頭税」と呼んだ反布貢納の配賦でも，村間の配分法と村内の配分法は違っていた。前者では反布の品目（正確には品目グループ）と年齢とを加味した複雑な「分」数計算を行った。つまり第2表でみたように，最初，特定品目グループを特定の村グループに配分して，その後品目グループ毎に，第1表に則った「分」数計算を行って村の間に分けた。後者では各村の中で数個の組の代表「本付」が参加した合議の中で，ワラ算を使って組のあいだに負担を配分した。各組は集団で反布を紡ぎ，集団で織ものをやった。けっきょく八重山の反布の「人頭税」はあくまで集団で負担したのである。

したがって，人頭税批判者が酷評する八重山の「人頭税」は，蔵元が各村に割り当てる際の抽象的な「分数」計算（第1表）を指していたのである。むしろ，各村の中の配分はそれぞれの個性を反映した集団的合議で決めたものである。とくに反布の場合には，集団的負担であったのだから，「人頭税」は「集団割税」と呼ぶのがふさわしい。

けっきょく八重山の米や反布の貢納に関するかぎり，「人頭税」と呼ぶことはあまり正鵠を得ていると認めがたい。それにもかかわらず本稿で「人頭税」と表現するのは八重山の税制全般つまり人頭税システムをあらわしたいからである。

i.　人頭税システムの苛酷性はどこにあるのか

たしかに私は八重山の貢租の税率30％台説に賛意を表するが，それを包む“人頭税システム”が「苛酷」であったことを否定するものではない。その理

由をいくつか以下に述べる。

①　地質や気候などのゆえに米の採れない村（鳩間島・竹富島・新城島・黒島など）にも米の上納を命じた王府の不自然性，非人間性をまず指摘したい。

そのため，これらの島から刳り船で海を渡って石垣や西表に通った通い耕作や，さらには余儀なく選んだ移住のつらさや男女の別れの悲しさが八重山古典民謡のなかで唄いこまれている。たとえば「まざがい節」で，

「〈男〉生まれは竹富島だが，育ちは仲間村の真栄（マサガイ）だ／何の故に仲間に移り住んだのか／大浦田の田んぼで稲作するためだ／モチ米・白米を作るためだよ／〈女〉白雲が立ったら・・・それは愛しい私と思ってちょうだいね(73)」と，相聞歌ふうに唄っている。

②　米の上納を確保するために，王府はいくつかの村や島に人口の希薄な島や村への強制移住を命じたことが何度もあった。その悲しみを唄った民謡は多くあるが，そのうち最も有名なのは次の歌であった。

「恋しい彼女と私は子供の頃からの遊び友だちであった／島のある限り一緒だと思っていたのに・・琉球王府からのご命令が下り／島分け（移住）を仰せられ／貴女一人だけ酷いことに野底村に移住させられた／私一人だけ甚だ苦しいことに黒島に残された」[ちぃんだら節](74)

③　王府はわざわざ法令や規則で，百姓に半ば強制的な耕作をさせた。毎朝6-7時に蔵元から出張した耕作筆者と村出身の役人（ヨモチ・田ブサ）が畑の辻に出て百姓を点検し，現場に「追い出し」（法令にそう書いてある）た。遅れた者に対して男なら尻を，女なら手の甲を鞭で叩いた。夕刻にも点検を行った。彼らは耕地の現場でも百姓を監視した(75)。

④　笹森は八重山百姓の貧窮ぶりを以下のように描いている。

“男は年がら年中田畑で耕しても，カライモ（サツマイモ）でさえ腹いっぱい食べられない。女は年中織物の仕事をしているのに，ボロ着をまとうのに精いっぱいだ。”“彼らの家の床は竹の簀子張りで，その上に敷いたゴザは汚れて黒ずんでいる。そして彼らは四隅のちぎれた古毛布を敷いて寝ていた。彼らの

木綿の着物は，その縞模様が分からないほど垢で汚れていた(76)”。

すでに確認したが，本租の搾取度合いを数量的に秤量してみると，世上で言われるように「重税」とは結論しにくかった。それにもかかわらず「人頭税」が格別「辛い」・「酷い」と百姓が認識してきた所以が八重山でたしかに存在することは認めざるを得ない。じっさい安良城も“農民の搾取率はさして高くないにもかかわらず，農民にとってきつかった”と述べている(77)。

しかし，上の諸事象は苛酷性の表面にとどまるものであって，苛酷性の源は，租税制度の構造，すなわち本租の税率や搾取率を越えた租税システムそのものに求めねばならないと考える。そのシステムのなかで，以下の夫賃制度は大きなウエイトを占めていた。その究明を試みてみよう。

Ⅴ．夫賃の構造

夫賃（ブチン）は沖縄本島の税制における特別税に相当し，先島では夫賃アワと総称され，宮古では実際アワで上納したが，八重山では米の形で上納した。先島では正男だけがそれを負担した。

なぜだろうか。前節で見たように，八重山の反布の価値はⅢ節でみたように米に換算され，反布を織りあげた女性の米上納義務額はこの反布の価値分だけ差し引かれたのである。それでも反布の価値は米やアワと劣らないどころかそれを上回るほどであった。これが女性が夫賃を負担しなかった第一の要因であろうと私は推察する。ほかには，反布の製造・上納を担当する女性（正女）がいかに激しく働かねばならなかったかを王府もよく承知していたことも，別の要因であったろう。

ところで，1710年以後，夫賃は1か月2度労働の「二度夫」に「三度夫」（1か月3度の労働）を合わせて五度夫から成ることに変わった。つまり，農民は1人1か月5回労働する義務に見合う金銭（実際には米かアワ）を上納するというように，納税義務が大幅に増えたのである(78)。

二度夫Ａは，「御用物グユムツ」あるいは「所望物ショムムツ」，「所遣物トコロヅカイモノ」「雑物ゾウモノ」と呼ばれる公儀（蔵元）に必要な現品Ｇを調達する財源（枠）であり，三度夫Ｂは，所遣米（トコロヅカイマイ）Ｅのほかに公儀の夫遣い（ブヅカイ）Ｌをまかなう財源（枠）である。二度夫は，首里王府に参上して公役（労働地代）を勤めるべきところ，八重山があまりに遠方なのでこの地では賃米を納めることに替えたという趣旨である。三度夫は本島の夫役に相当する概念であるが，八重山には地頭が居ないので，それはこの地の公事に対する労役すなわち公役（八重山語のオーデーラ）に替わったとみなせる。

a. 夫賃の配賦

夫賃は蔵元によって平民と氏族の男子（正男）から一人頭で徴収された。つまり，人頭税である。けれども，この場合も，在番とカシラは五代までの子孫，それより下級の蔵元役人は孫三代まで免除。村番所でも村筑と手代・下代[79]は免除された。彼らが負担するはずだった分をほかの全島の正男にかぶせたので，平民からの徴収額はさらに増えた。収める穀物は八重山では原則米だったが，各人納税額の半分まで下ダイズ・綿花・ナタネ・ゴマで納めてもよかった。

二度夫の場合，夫賃の納税額の決め方はつぎのとおりである。士族は１人１か月２回の「夫」（ブ，労働義務）を果たす代わりに納める米は１回分１升と決まり，１年間で２斗４升の負担になる。平民には，八重山全体の定額夫賃（明治の旧慣時代では506石）から士族負担合計を引いた残りを平民正男で均等割りした。その結果，１人当たりの負担が士族のほうが多いか，平民のほうが多いかは年によって違うという[80]。いずれにせよ，夫賃を負担する仕方は，士族対平民，もしくは役人対百姓という階級差のある人頭税だったといえる。

b. 夫賃の変動

八重山の夫賃はじっさいには時間経過のなかでめまぐるしく変動した。その

第一の原因は八重山の厳しい自然環境にあった。すなわち，凶作・飢饉がしばしば起きたため，夫賃の総額は頻繁かつ大きく変わってき。たとえば，1723年から毎年アワ706石に固定していたはずが，しばしば凶作に陥ったため，はやくも6年後には飢饉に備える備蓄米（貯米ータクワエマイ）167石を毎年設けて八重山の各村へ蓄えさせた。そしてその分夫賃米上納高を157石に減額した。ところが，今度は王府の財政危機が深まったというので，1771年に貯米も辞めて夫賃上納額を大きく増やした。その途端に明和の大津波（1771年）が発生して，さらに大飢饉（1776-7年）や流行病が追い打ちするように続出したため，人口が大激減して(81)夫賃を徴収すること自体不可能な状態に陥った。ようやく1780年になって落着き，それ以降夫賃総額は一定して，明治の旧慣時代に至った。同時に，飢饉に備えて夫賃米のほかに貯米も再開した。

琉球王国時代の前半には，夫賃と貯米は，自然災害と王府の財政事情に振りまわされて朝令暮改の連続，一時は崩壊寸前の状態に陥っていた。夫賃制度の歴史は，前半はこのように不安定性に満ち，後半は後でみるように八重山役人階層の経済的収奪と横暴がはびこる格好の舞台であった。

c.　八重山の租税と夫賃の構造モデル

夫賃の課税と運用の実際はあまリにも複雑かつ不定形なので，前もって夫賃の構造をモデル化しておきたい。

農民の側からみると，穀物の収穫が終わると，村の番所で正規の年貢（米・アワ）Mのほかに所遣米Eと貯米Fを上納せねばならなかった(82)。それを考慮した八重山の租税全体の構造を図示すると以下のとおりである。

第１図　八重山の租税構造

M：本租（年貢）　・・・・王府と薩摩藩へ上納
N：反布（同上）　・・・・同上
F：貯米・・・・・・・・・・各村・蔵元諸倉に保管
X：夫賃総額　A 二度夫・・G―「御用物」「雑物」
・・Ca―現夫賃（実際の賃米上納分）
B 三度夫・・E―所遣米（上納）・所遣料（蔵元経費）
・・L―現夫遣い
・・Cb 三度夫夫賃米

上の税目の八重山蔵元における貢税管理部局を示すと，M, N, F, C_a のような上納物を扱うのは仕上座（シノボセザ）であり，E（所遣米，トコロヅカイマイ）やG（御用物，雑物）のような八重山域内で運用するものを扱うのは所遣座（トコロヅカイザ）であった(83)。

百姓は上のような貢租（M, N, F, E）を納めるほかに，夫賃米の制度として，労役奉仕（現夫遣い）L と同時に「現夫賃」C_a を払う義務をもつ。夫賃制度の趣旨から言うと，夫賃米 C_a を払うか，夫遣い（労働奉仕）L を提供すればそれで済むはずであった(84)。けれども実際には，公儀や役人に御用物・所望物あるいは所遣物として現物 G を届ける任務が加わった。

けっきょく，百姓の払う現夫賃（C_a, C_b）は定額の A や B から G, E, L を差し引いた残りである(85)。だから，現夫賃は G, E, L の動き次第で左右される。しかし，役人が指示・命令してくる L・G の内容や量とタイミングが後で述べるように極度に複雑かつ常に変動するから，百姓は翻弄されるばかりであった。もともと「夫賃」という言葉には，「夫賃総額」X と「現夫賃」（C_a・C_b）の二つの意味があって紛らわしい。百姓の側からすれば，前者は自分たちのあずかり知らない単なる計算概念にすぎなかったのに対し，後者は実体験であった。そのうえ，X 自体が二度夫 A と三度夫 B に分かれているので，農民はいっそう夫賃システムに疎外された。

逆に，役人にとっては雑物も夫遣いも彼らの意のままに相互に取り替えできる融通自在な収入であった。しかも，役人はいつでも公的な G や E，L の中に

自己の個人的な雑物ⅲや夫遣いⅳ（下記）を割込ませた。いわゆる公私混同である。さらに王府や蔵元の意思や方針次第では，ほんらい夫賃の範疇に属さない本租Mや貯米Fの一部までが駆り出されて，Eと相互に振り替える対象にされた。さらに気を付けたいのは，「所遣い」という用語は実際には互いに違う意味を持っていて，紛らわしさを倍増していることである。本稿では混同を避けるために，以下のように整理・再確認してみる。

ⅰ．蔵元で必要な現品ー「御用物」「所望物」「公儀遣」「雑物」G

・・・・二度夫Aから調達。

ⅱ．蔵元の経費（役人の俸給を含む）や夫遣いー「所遣料」Eと「所遣夫」，「公役」L

・・・・いずれも三度夫Bから調達する。

ⅲ．役人が個人として需要する雑物（現品）ー「雑物」G′

ⅳ．役人の私的夫遣いー「夫遣い」L′

d．所遣米

「所遣米」Eは上の「所遣料」や「所遣夫」のような経費項目と違って，それらを賄う税収項目とみられる。

それは蔵元の必要経費を夫賃の一部として三度夫Aの枠から徴収して，蔵元や村番所その他の行政機関を運営する予算である。蔵元と村の役人の給料・旅費・行政機構の諸経費がその大部分を占めていた。村のほうでは番所費のほか祭費と人夫代（手間米と呼ぶ）から成る。蔵元の所遣座がこの税目を管理したが，首里の王府には上納されずに地元の裁量に任された点で，現代日本の地方税に相当する。

廃藩置県で首里王府が解体された時も，蔵元・間切り・村の地方行政府はまだ残されていて，所遣米は「民費」と名称を変えた。「民費」には「公費」（蔵元費）と「村費」のほか，教育費・勧業費・衛生費などが含まれていた。

1700年代の前半，不作や飢饉が続いたなかで，蔵元の政庁自身が蔵元経費

（所遣料）を膨らませてしまったため，三度夫から得ていた枠Ｅをオーバーしたので，百姓から新たに所遣米を1,030石も追加徴収したことがあった。これについて当局自らが「不正」と認めるはずはないが，百姓に尻拭いさせた事実は間違いないので，明白な搾取，したがって権力自身の不正である。

e. 貯米（タクワエマイ）

うえの第1図をみると，貯米Ｆは原理的には二度夫でも三度夫でもなく，独立した税目と見てよい。その点でＦは年貢Ｍの位置と似ている。

本節ｂでみたように，元来貯米は八重山地方で頻繁に起こる凶作に備えた備蓄米であった。だから，当初は夫賃米の一部から備蓄して，村に保管させていた。しかし，王府にとっては，凶作の備えだけでなく，「当面の御用」はもちろん，江戸上りや冊封使受け入れをいつでもできるように，わざわざ八重山の蔵元や村に保管させてあるものだった。

1739年と1749年の不作のとき，蔵元は村々に保管してある貯米在庫の米を所遣米に振り替えた。そして徴収せず減るままに放置していた。その度に王府は，振り替えた分を返済して貯米の在庫を回復せよと執拗に命じていた(86)。蔵元はこの王府の指示に従って1750年からしばらくの間，所遣米を毎年150石ずつ徴収して返済に充てた。第1図のモデルで整理すると，不作の時貯米Ｆの一部は所遣米Ｅに振り替えられ，その分は後で王府の指図によりＥからＦに戻された。しかし，八重山の百姓にとってはその分だけ夫賃米Ｅの負担を追加されたのである。

このように，貯米は所遣米の上納に振り替えられることがあったのである。さきに紹介した王府の言葉「当面の御用」とはこういうものだった。貯米の名目は飢饉対策だが，じっさいには王府や蔵元の財政処理の道具にされていた。

Ⅵ．八重山夫賃制度の実際

上のモデル分析からみても明らかだが，八重山の夫賃制度は多面性と無計画性・不定形性（ルーズ性）に満ちていて，いわば「ルールのないゲーム」かつ「自作自演のゲーム」同然であって，「制度」という名に値するのか疑わしい。それは役人にとっては都合の良い融通性であっても，農民にすれば「伏魔殿」であった。とりわけ，八重山の役人階層は上から下まで，公の夫賃米総額Xを蚕食するかのように，個々に夫遣い（労働搾取）と雑物（ゾウモノ）提供を農民に課していた。

その実際をさぐってみよう。

すでに第Ⅰ節でみたように，沖縄本島でも地頭や役人は支給された地頭地・オエカ地を村の百姓に小作させたほか，地頭は夫役銭として金銭や穀物を百姓から徴収していた。しかし，地方役人は農民出身であり，一般百姓を夫遣いしたり雑物を収奪することはできなかった。ところが先島の場合，地頭が居ないので夫役銭がなかった代わり，先島の役人階層にとって夫賃が沖縄本島の「夫役銭」に相当する役割を果たした。すなわち，

①先島の役人たちは，沖縄本島の地頭よろしく夫賃を利用した（所遣い料，夫遣い，所望物）。役人たちには限度内で個人的夫遣いが公認されていた。

②しかし，彼らはそれ以上に雑物や労務を獲得した。それが百姓から「迷惑」「不法」としてクレームされ，王府自身が「法外」「非法」として取り締まりを行ったのである。本稿ではこれらを「不正」と一括しておくことにする。

a．雑物（ゾウモノ），御用物（グユムツ）G

●Ⅰ節で沖縄本島地帯の付加税として扱った浮得税ないし上木税は先島では省略されていたが，八重山の「雑物」Gは沖縄本島の上木税に該当すると思われる。上木税の場合その対象は11品目に限られたのに比べ，こちらの雑物のほ

うは範囲が広くかつ重かった。その負担の重さを示したのが本稿Ⅱ節でふれた「48種目の御用物（納税）」という格言である。野菜や果実・豆・魚・塩をはじめ真ワタ・海藻・縄・材木・炭，シュロの皮・ムシロ・刳り船，日用の反布まであって，48とまでいかないが，かるく20品目を超える。また新城（アラグスク）島に特定してジュゴンの肉も上納対象に入っていた。主な種目には米の量で表した価格リスト（諸色代銭）が作成されていたが，百姓はこの過程で構造的な損失を被った。すなわち，

役人たちが二度夫賃の枠Aを用いて百姓から諸雑物を取り寄せる時，「手形」を蔵元に提出して，間切役場に掲げてある「諸品定代帳」に記載された価格で「買い付ける」。雑物を納める百姓の側は自分の負担すべき二度夫賃の定額Bからこの代金を差し引いてもらう。役人のほうではこの手形を通して蔵元から支給される扶持（俸給）の枠や自分の夫賃受け取りから差し引いてもらう。この「代帳」に書かれた価格は100年以上も前のまま更新されないので，実際の市場価格に比べ大きなギャップがあった。役人階級が「代帳」に則って払う代価では百姓は相当な損失をこうむってしまう(87)。

●御用物Gの場合でも，蔵元はその出費を二度夫Aの枠をはみ出してしまった時，年貢上納米Mの運賃分に手を付けて，それで不足分をまかなったことがある。王府は，今後は御用物の口座にも運賃を計上して，そこから不足分を補えという対策を命じた(88)。しかし，この対策も弥縫策にすぎず，蔵元の失敗を事後承認するだけであった。

以下で雑物にかかわる経済的不正を挙げてみよう。

①　雑物・所望物――在番やカシラから村担当の蔵元筆者にいたるまで，自宅の新築や修理に用いる材木やカヤ・ススキ・縄を間切や村から強引に調達した。

1857年当時，王府はこのような私用の所望物を原則的に禁止して，「そのような材料は自分の給料で賄え」と命じていた。けれども驚いたことに，1892年になると，役人の木材・カヤの所望物を採取し運搬する人夫と資材の数量ま

で取り決めて公認していた。すなわち，カシラは百姓70人，その部下の役人は誰でも1人ずつ50人を夫遣いして，農民1人につき長さ2m，周囲45cmの丸木4本，カヤなら周囲16cmの束1つを取ることを許した(89)。

この①のケースを夫賃構造モデルの概念で整理すると，個人的所望物G′が夫遣いLとセットで許されることになったのである。

②　高官接待――毎年，在番や頭が「親廻り」（高官の巡回）で村々を訪れる時，王府が禁じていたにもかかわらず野菜肴をはじめぜいたくな馳走にたかり，歌・三味線・女給仕の接待をさせた(90)。

b. 夫遣い（ブヅカイ）

役人たちは限度内で個人的夫遣いが認められていた。すなわち，在番と同筆者は40人，カシラは20人，首里大屋子は10人，与人は8人，蔵筆者は2人，目差は3人というように，役人の職階に応じて許されていた(91)。ほかには，石垣へ出張するとき，役人が連れてゆく供夫は1人と決めていた。

以下では夫遣い（労役）を中心に役人の不正行為の例をあげる。

①計量のごまかし――百姓から収穫物の上納を受け取るとき，役人が重量や体積の計量をごまかして過大に取立てた(92)。

②横領1――村番所で本租として雑穀を上納すると，係の役人が勝手に役人給与米の帳簿に記帳して書き替えた。

③横領2――村番所で百姓の上納量が足りないと，「欠米（カケマイ）」とか「加徴米」といって7-8合または1升を抜きとって横領した。

④労働提供の強要――無理に穀物を百姓に貸し付けたあと，その利子を取るとして毎月百姓を働かせた。

⑤同2――村担当の役人や筆者が，自分の家族が上納すべき反布を晒す作業を村の女性に命じてやらせた。

⑥同3――蔵元の建物修理に際して農繁期なのに百姓に普請を強いた。

⑦賄い女――役人の中には往々にして，他の村に赴任中に賄い女を抱えて，彼

女の老後や（夫持ちの場合）その家族に迷惑をかけた[93]。

⑧部下迫害――役人が部下の村佐事やブナジイを自宅やオエカ地へ引っ張り込んで召使としたり，村番所の番人を私用の召使にした。

⑨公役――1697 年当時，石垣に上納米を運ぶ船の水夫（カコ）の遣い夫として働いた与那国島の 13 人の農民は 3 月から 6 月までは 1 人ひと月に 14-5 日，7 月から翌年 2 月まではひと月に 7-8 日も働いていた[94]。

⑩政治的弾圧――定期的に村に巡回（「親廻り」）してきた在番に百姓が役人の不正を訴えたら，役人から反逆心があるとみなされ，手ひどい復讐を受けた。

⑪所望夫・所望米――1750 年以前から，在番のほか蔵元役人たちが村側の役人たちと内々に相談して百姓に耕作させたが，手間米の支払いを引き延ばして百姓が困っていた。

⑫免夫・供夫・仕口米――1857 年頃在番と在番筆者が個々に村側の役人（すなわち「村役目」）と結託して，百姓に小作（「所望夫」）させ，不作の年にも小作農民 1 人につき米 1 石の「所望夫米」「仕口米）を取ったので，百姓が困ったという事件が起きた[95]。

●上の①から③までは，夫賃というより本租の上納にかかわる歴然たる搾取である。⑩は経済的搾取というより政治的弾圧の域に達したものである。④から⑫までは夫遣いにおける不正行為である。

●上の⑨は八重山でごく普通にみられた風景で，当時は「不正」と呼べなかったかもしれないが，彼ら水夫のスケジュールはあまりにもハードで，与那国島を調査に来た官吏でさえ，「これでは厳しすぎるので，遣い夫（労働者）の人数を増やしてやってほしい」[96]と王府に申請書を出したくらいであった。Ⅱ節でふれたように，先島の苛酷な人頭税制度を表現する格言に「廿日オーデーラ」（20 日公役）というのがあるが，この与那国の水夫の夫遣いは格言の 1 ケ月 20 日ほどではないとしても，それに近い公役が実在していたのである。こ

れでは自分の田畑で働く時間があまり取れないのは明らかである。あの格言の通り，“夜の月や星の明かりの下で働く”という日も本当にあったかもしれない。

この水夫の夫遣いについて経済的考察を下すと，こんなに頻繁に夫遣いに動員されたら，この農夫兼水夫の労働量は1人当たり1か月3日という三度夫の規定をとっくに超えてしまっている。もし手間賃（米）をもらったとしても，やはりこれは法外の搾取であり，ひとつの経済的不正と言ってもおかしくない。

●八重山の蔵元側は上の⑪について王府に向かって，「戴いている俸給と夫遣い枠だけではわれわれの家計が成り立たない」と弁明したうえに，「所望夫は三度夫の枠に入れて，経費は蔵元負担にしたらよいではないか。そうすれば百姓にも迷惑を掛けないで済む」と提案してきた。つまり，前節cでみた私的な夫遣いⅲを所遣夫（公式の夫遣い）Lに入れてほしいという要求であった。その数年後，蔵元と王府は三度夫に収まらない夫遣いのみ禁止する方針を出した(97)。

●⑫のケースの特徴は，(イ)蔵元ないし王府に「手形」を出して事前に届けることを条件として耕作者を「免夫」「供夫」と呼んで，役人つきの専属小作人にすること，(ロ)これらの免夫・供夫から「所望夫米」「仕口米」と呼ぶ小作料を取得したことの2つである。「免夫」「供夫」は二度夫・三度夫に属さず，役人と百姓との間の私的小作関係が発生するので，この形態の夫遣いが拡がると夫賃制度の根幹を崩しかねないし，ひいては夫賃制度の域を越えて米上納が滞るなど，石高制度自体を揺るがす恐れがあった。

だから，はじめ王府はこれを「違法」とみなして，言うことを聞かねば役人は百姓の身分に落とし，免夫・供夫を流刑にするぞと脅した。ところが，半年経ったら，王府は，“仕口米はあくまで違法だが，急に禁止しては今までそれをやってきた役人たちも困るので，八重山側の要求をいちおう肯定しておき，

やおらゆるゆる禁止する”と事実上事後承認の回答を行った。

八重山最高の給料を得ながら“給料では食べていけない”と言う八重山の在番やカシラの底なしの欲ボケぶりと，自分の不決断と馴れ合いの経緯を「規模帳」という法令書に載せて恥じない王府の責任感欠如には恐れ入るしかない。

しかしながら，役人が仕口米を取って自分の耕地で私的に小作をさせる夫遣いは後年になっていっそう広がって，ついに1892年当時，免夫・供夫と仕口米は公認された制度と化した。たとえば，年間米15石の俸給を取っていたカシラは免夫10人（うち女性3人）・供夫10人を働かせて，計48石6斗の仕口米を受け取った。中級役人の目差でも1石2斗の俸給とともに，免夫・供夫を計3人使って仕口米を7石2斗稼いだ。無給役人の「筆者」でさえ，供夫2人を働かせて計3石6斗を得た。役人たちは本給の3-6倍に達する小作料を稼いだわけである(98)。役人が遣う免夫・供夫ⅲは公的な三度夫（おそらく所遣料または所遣夫）Lから賄われながら，そこから発生する仕口米（小作料）は役人のものになったわけである。彼らの俸給を考慮すると，役人は二重取りしていたのだ！

c. 不正役人の処分

これらの不正が多いことに王府自身も深く憂慮していた。王府はさきのように「八重山島規模（キモ）帳」という名の法令を何度か発布して，上でみたような不正行為を「禁止」してきた。

これらの規模帳の冒頭では，部分的な禁止条項と別に全般的な警告，とくに現地トップの責任追及を行った。たとえば1857年の「翁長親方八重山島規模帳」では以下のように役人の不正を長々と指弾していた。

「八重山では次第に農民が疲弊してきたうえ，飢饉や災難が続いて人口が大きく減少していた。そこにもってきて，役人たちの対応がまずくて百姓らも生業を怠り，年を追って疲れてきている。検使を派遣して糺したところ，カシラから諸役人，村の筆者たちに至るまで，私利にかられて不正を為したために上

納の管理が混雑して，御用布・御用物・諸雑物の割り付けが重くなり，反布そのほか諸品・野菜・魚を気ままに無心したので，百姓は気力を落として次第に疲れが増してきている状況が見えた。これは言語同断である。したがって，カシラ以下の役人たちにそれぞれの犯罪に応じて処罰することになった。・・・今後は規模帳のとおり厳重に守って，百姓らが年貢や上納物をすべて納めるようしっかり励むこと。[99]」（大﨑訳）

ところでこの「翁長親方規模帳」を発令する前，翁長親方自身が検使として八重山に派遣されたとき，彼は頭以下役人たちから念書を提出させていた。その念書の中で役人たちは，不正を謝罪して今後は改めますと誓約していた[100]。上の規模帳の条文はそれを承けて書かれたものである。

実際に王府はこのとき不正役人を実に60数人も，いちいちその名前を挙げて処罰を命じた。この判決を言い渡した文書では，各人に対して以下のような罪状を挙げている。すなわち，「右は，各々担当村より穀物・反布・諸品等をみだりに請け取りまたは略取した。」リストには，蔵元トップのカシラと惣横目[101]を筆頭に，それ以下の蔵元役人，八重山の多くの村々の役人の名が累々と記載されている。彼らは罰として，だいたいにおいて私領した穀物・物資の返済と実刑としての寺入りを命じられている。返済は米代納で，「寺入り」とは現代の入獄に等しくて，長くて500日，最も短くて5日入ることになっていた。しかし，カシラほか重職者や高齢者は「老人の故」で実刑を猶予されたほか，他の役人も「ご憐憫」の理由でアワ上納による弁償で済ましたものが過半数だった[102]。まさに「龍頭蛇尾」というほかはない。その後の規模帳（「冨川親方八重山島規模帳」1874年）の冒頭にも，先の規模帳と全く同じ文章が書かれていたことをみると，その間なんら改善がなかったことがわかる。なにせ八重山役人全員の「一斉犯罪」つまり「組織犯罪」なのだから，それを王府が改革するなど出来なかったのであろう。さきの「規模帳」にみた役人への厳しい叱責も，せいぜい王府のアリバイづくりにすぎなかったと結論できよう。

皮肉だが，琉球王府のほうはこの八重山のミニ官僚独裁を“憐憫”をもって

許したまま，1871年に滅んだ。だが後者は1903年に至るまで明治政府によって温存されたのである！

Ⅶ. 夫賃の制度的背景

八重山の夫賃制度のもとで一人一人の百姓がこうむった社会経済的負担は，沖縄本島や日本本土の幕藩体制における夫役システムに比べてはるかに大きかったと言える。しかし，その所以は本稿Ⅳ節で検討したように，単純な経済的搾取率（ないし税率）ーつまりカネ・モノの搾取ーにあるのではなく，むしろ（前節b.でみた）格言「廿日オーデーラ」で示されるような労働（時間の）搾取にあるかもしれない。たしかに，八重山百姓の受けた時間的搾取は沖縄本島や日本本土の百姓に比べてひどかったことは肯定できそうだ。けれども，本稿ではその時間的搾取現象をより詳細に描写・計量するより，むしろモノ・カネ・労働（時間）の搾取現象を背後から覆っていた階級関係そのものを重視して，夫賃の社会的構造を明らかにしたい。

a. 歪んだ夫賃システムの社会的要因

以上のように複雑怪奇な夫賃体系を管理するには役人自身にとっても膨大な帳簿と大がかりな事務労働を要求したはずだが，百姓にとってはこの複雑な構造は彼らの理解を超えている故に，この地の夫賃システムが彼らにとって厳しく辛く酷いという精神的圧力は本租の人頭税以上だったのではないだろうか。

夫賃のこの歪んだ税制はなぜ起きたのか。

まず，八重山が首里王府からはるか遠方の海上にあるという宿命的な要因が考えられる。その結果，前節で触れたように，夫賃総額自体が歴史的に不安定であった。そのため，役人が夫遣いや雑物を獲得する限度や規制がみえにくかったのだろう。

だが，よりゆゆしい要因は，先島（とりわけ八重山）に対して琉球王府が雑

物や夫遣いの調達に制限・基準を課す系統的な法規・制度（たとえばEやG，Lのそれぞれの定額化ないし上限を画する厳密で整合的な法）を備えていなかったことにあると思われる。王府はただ弥縫策に終始し，先にみたように「不正」事件が発生する度に制限・禁止を言い渡すのがせいぜいだった。原則の上では役人による私的夫遣いは，限度内ではあれ公に許されていたのだから，「不正」と呼ばれるのはこのような基準を超えた場合にすぎなかった。そのうえ基準自体が役人たちにとってズルズルと緩やかにされていった。当初不法と宣告された役人の行為が結局は公認された例が実に多い。あそこでは不正が正義に変わったのだ。

最後に，そもそも王府自身が八重山の支配をきめ細かく行う能力も意志も持っていなかったようだ。それは王府と八重山在番・蔵元との往復文書から読み取れる。たとえば，夫賃米と貯米について蔵元が毎年帳簿を作成して，在番が交代する度に確認・引き継ぎする規定になっていたのに，少くとも1740年代後半の数年間この規定が守られず，王府にもその書類が見つからないという事態が発覚した。八重山の上級官僚も連名で王府にたいし，「（カシラもそれ以下の役人も）各人の考えで村々の支配を行っており，統一されておらず，取り締まりがことに不十分になっています」と実に正直に告白していた(103)。

八重山役人が個々に農民から際限なく搾った夫賃のからくり（メカニズム）は以上にあると思われる。

b. 役人階層の支配基盤

けれども，上記の夫賃のゆがみと「不正」の基盤に，役人階層による構造的な百姓搾取が潜んでいることを忘れてはならない。その一つの罪は次の土地制度にあった。すなわち，蔵元から役人俸給を受けながら，あいかわらずオエカ地を固守してそこから作得米（剰余価値）を得続け，水田の修理まで百姓にやらせていたこと，いわばさらなる二重取りをしていたことにある。

すでに1768年，「与世山親方規模帳」で，王府はオエカ地を百姓に戻すよう

定めを出したのだから，その決まりどおり役人から取り上げて百姓に返却せよと，八重山の在番と蔵元頭に命じていた。けれども，117 年後の「冨川親方規模帳」になってもこの問題が続いていた。それによると，この間にオエカ地解消の王府の方針は役人たちの突き上げで一時緩められたが，この最後の「規模帳」では，それを解消する原則はやはり変えないことにしたのだからオエカ地は百姓に返せと，言い渡した(104)。しかしながら，実際には八重山のオエカ地は 1903 年の土地整理までずっと続いた。

総じていえば，沖縄本島地域の夫役制度では I 節でみたように，初期封建的な労働地代を緩めて，わりあいすっきりと金銭地代（穀物代納）に移行したのに対し，八重山では，役人階層が百姓から労働地代のほかに物品納を取ることに固執した。

物品納はもともと琉球を侵略した薩摩藩が琉球や八重山の風土に根ざした 9 品目の特産物を要求したものから始まったが，先島銘品の反布は別として，それ以外の現物納はすぐに銀や米の形で徴収した。琉球王府の上木税もそれにならって 11 品目の価値を反映した金銭や米代納を獲得した。けれども，八重山の夫賃システムの中の現物納は現地の士族・役人の必需品や日用品を直接百姓から収奪してきたのである。

すでに十分みてきたように，琉球王府は八重山の百姓から年貢と反布をしっかり確保するほかには関心がなく，八重山の役人階層が自己と薩摩藩への上納・運搬に働いてくれる限り，彼らの無法な百姓収奪を事実上黙認してきた。

従来「人頭税」をめぐる研究や議論は本租である穀納や反布に伴う搾取や苛酷な労働を糾弾するに急であったが，整合性と客観性を欠いて「伏魔殿」と化した地域夫賃システムこそ，王府と八重山士族（とりわけ役人階層）による百姓抑圧を深めたのである。その点から言って，従来の批判者が人頭税の責任を貢租の結果に焦点を当てて，遠くの琉球王府や薩摩藩を呪詛するあまり，足元八重山の役人階層，つまり士族階級の構造的責任を見逃してきたようである(105)。

c. 民費の肥大化ー役人の肥大化

しかしながら，八重山農民の負担の重さ・ひどさの最大の原因は役人階層の肥大化に見出せるのではないか。

Ⅳ節bで検討した『八重山歴史』の執筆者喜舎場はみずから示したデータ（それに基づいて大﨑が3表を作成した）について「総合計貢租米だけで4,170石6斗余の多額になっている」と結論して，人頭税の重税性を強調した。この結論の出し方についてはすでに批判を加えておいたが，ここでは以下のことを付け加えておきたい。つまり，喜舎場は，この3表において「民費」だけで税負担の過半（69%）を占めていたことを読者に注意を促すことを完全に忘れていた。

いずれにしても当時の八重山では地方役人の人件費その他の負担が琉球王府に上納した本租や反布の人頭税より重かったことがこの3表から明らかである。

民費（所遣米）が増えたのはなぜか。第一に役人人数の肥大化による。明治旧慣期に八重山を調査した人々はみな，現地の役所で人員がおびただしく多いことに驚いた。当時，八重山では住民が15,252人居たが，それに比べて蔵元役人は蔵元だけで121人，村に派遣された役人は219人，計340人も居た。その結果，蔵元の事務所では役人1人につき1か月12件を事務処理するだけだった。西表島の古見村では住民が41戸しか居ないのに役人が約20人も居た(106)。

八重山役人の総人口に占める比率は2.2%であった。先島を含む琉球全体では1873年当時，官員の総人口に占める比率は2.1%であった(107)。

第二に，役人たちの無能・怠慢・欠勤によると言われている。笹森が蔵元役人から取材したところでは，同役人210人余のうち，文筆・算術ができず大和言葉が通じないものが4分の1も居て，あと老衰その他で仕事に耐えないものが20人居た。

中級役人（与人・目差）は月に10日内外，下級役人（筆者）は15-20日出勤しただけだった。それなのに出勤簿には他の日の分もしっかり押印されてい

たという。老衰・疾病のために2-3年，時には6年間欠勤している者もいた。中級役人は事務を筆者に任せがちで，筆者が休んだ時には「足し筆者」と言って代わりの人を頼む始末だった。笹森が石垣島の野底村の番所を訪問したとき，役人が3人居るはずなのに常時不在で，彼らはいつも石垣の中心地にある四箇村の自宅に帰っていたことを発見した(108)。

第三に肥大化の原因は王府の役人に対する甘い人事管理による。まず蔵元の高級役人の任期は終身または無期であったが，中級役人を3年ごとにどんどん昇格させるので，上がつかえて役人の数が増えていったという(109)。

第四に，八重山役人は士族階級出身がほとんどであった。途中で平民（百姓）でも読み書きができれば役人に採用され，成績が格別すぐれていたら下級から積み上げてある程度出世できた。でも，士族に比べれば出世には限界があった。したがって，役人肥大は基本的にはもともと士族階級の多さが背景にあった。1892年当時の八重山士族の家族人口の総人員に占める割合は31.7％であった。これについて笹森は，「粒々辛苦ノ平民ヲ以テ此ノ無用ナル士族ヲ奉養ス。是宮古・八重山両先島ノ一大奇観ナリ。」と皮肉をこめて評している。「人頭税が苛酷になったのは・・・士族があまりにも多すぎたことに由来している(110)」という言説は間違いない。

Ⅷ. 結論に代えて―八重山支配の特徴

八重山の支配が「苛酷」であった原因が，薩摩藩や琉球王府による米や反布の貢納によるあからさまな搾取・支配のほかに，地元の士族とくに役人階層が排他的に握っていた伏魔殿のごとき夫賃体系にあったことを再度確認しておきたい。また，八重山の役人階層（そのバックに在る士族階級）と百姓との支配従属関係が沖縄本島以上に強かったメカニズムに注目した。

しかしながら，琉球王府や薩摩藩の貢納・貢布による公然たる搾取とともに，そのプロセスに伴った平民・士族間の貢納負担格差（以上Ⅲ節），役人が現物

徴収する度についてまわった「諸品定代帳」の二重価格による日常的搾取（Ⅵ節），王府から返却せよと命じられたオエカ地を最後まで固持したこと，士族階級や役人階層の肥大化（以上Ⅶ節）を，私は忘れるつもりはない。むしろ第Ⅱ節で人頭税批判者が異口同音に呼んでいた「苛斂誅求」は，私が強調した夫賃システムを含めた以上の全体構造のなかでみるほうがよいだろう。

琉球王国の事実上植民地であった八重山の地域経済はミクロ的ながら，（20世紀のスターリン，ナチス，戦前戦中日本の統制経済・軍部独裁，毛沢東以後，現代の先進国・開発途上国を問わず世界各地にはびこっている）官僚国家と管理経済の態を成していた。本来の封建経済体制の下では農村共同体は十二分に息づいていたはずなのに，このような官僚独裁の下では，八重山の農村と百姓は商品流通はむろんのこと，自主的な地場生産地場消費さえ窒息させられていた。ちなみに日本本土の近世の農村経済では，領主や武士階級に年貢を納め比較的軽い労役を勤めれば，自主自給の経済生活を享受できた。彼らが上納した米は領主や武士を養っただけでなく，領主や大都市商人を通して全国的市場に流れた。多くの農村（とくに西南日本）で米のほかに特産物が生まれ，広域市場だけでなく城下町の武士・商人・職工との間で地域的経済循環を形成していた。

それに比べ，八重山の士族役人は自己の主食だけでなく生活物資の大方を市場経済でなく百姓からの直接収奪によって調達した。その結果，「48種の物納と20日の労役」という八重山格言が現出したのである。しかし，八重山の百姓は，一見半奴隷的強制をこうむっていたが，けっして奴隷でなかったことは確かだ。

かつて柳田国男は，琉球時代の先島の社会構造をつぎのように評した――「沖縄の中部日本［本土－大﨑］に対する関係といたってよく似た外様関係をもって，沖縄自身に従属する，さらに小さな孤島」。先島の役人（士族）階層を「上に従順にして才知便巧なる少数者」，先島百姓を「蚕のごとくまた鵜のごとく働かされた人々」と形容した。そして，この両者の階級差別・支配の歴

史的構造を以下のように規定した。

「言語を同じくし神を同じくした古来の日本民族の仲間同士であった」のに，「境遇の差によって，追い回される百姓と追い使う士とに分かれ」て，「同じ一つの島の住民の間に，辛苦と安逸との甚だしき不均衡があった」と描いた(111)。

日本民俗学の創立者であった彼がこのように八重山の当時の社会経済状況をみごとに言い当てていたことに，私は大きな驚きと無限の感慨を抱かされる。

また，日本法民族（人類）学の泰斗である奥野彦六郎も自らの沖縄（琉球）法制史研究から八重山の特殊な社会構造を次のように書いた。「宮古・八重山では村落方面にまで系持の役人が駐在したこととも因果するであろうが，村出身の・・役員には，旧藩最後まで沖縄本島のような独自の責任を課せられるに至らなかった。ただ上方が責任を負担し，順次下方に指令し教導する構成で，最後は村民を鞭で追立てる建前になる。・・・役職に在る者が自家・自己の欲求に走って責任を忘却するようになれば危険であって，特に八重山において甚だしかった(112)。」

日本民俗（民族）学や沖縄歴史学が柳田や奥野のこのような鋭い構造的視点を継承し得なかったのはくやしい。これまでこれらの学界が優れた業績を挙げてきたことに間違いはないが，琉球・先島（すくなくとも八重山）の「植民地体制」のもとで進行した厳しい島内階級差別を直視・解明・解決する識見・エートスを備えていなかったことも認めざるを得ないであろう。その結果，人頭税批判者はいたずらに首里や薩摩の外部勢力の搾取を非難することに終始した。

けっきょく，八重山（ひいては先島）の百姓解放は琉球王国と旧慣時代の内で果たされることはなかった。明治政府が手がけた1903年地租改正によって八重山の士族階級と役人階層が解体されて，先島の百姓は近世二百数十年の苦しみからひとまず一息ついたように見える。けれども，それは八重山を含む先島のほんらいの共同体の解放・復興ではなく，単なる資本主義化――土地の私有財産化と経済経営の個人主義化――にすぎなかった。

ところで，人頭税や夫賃制度によってあれほど苦しめられてきた八重山百姓

はなぜ生き延びてこれたのだろうか。彼らの主食が甘藷であったこと(113)，甘藷が納税の対象に入っていなかったことに第一の要因がある。それは農民にとって不幸中の幸いであった。そのうえ，八重山は面積広大で，無主・無人の土地が豊富にあり，マラリア・干ばつ・台風が襲わなければ，その土地は容易に開墾できるものであった。さらに焼畑もあった。しかし，甘藷や焼畑は役人からも王府からも徴税の対象されなかったし，なにより百姓自身，自身の甘藷栽培や焼畑の実態を王府や役人たちに知られたくなかった。その代わり彼らは，いま生きている喜びとカミへの感謝を思う存分発揮できる古来の祭礼・信仰・歌謡に熱中した。王府や八重山の役人からたびたび禁令・弾圧を浴びても彼らは自身の文化を頑強に固持した。これが彼らの生き延びた第二の要因であろう。それも第一要因の甘藷や焼畑のおかげであるが，，。

過去30数年間私がフィールド調査でみてきた東南アジアの先住民族・少数民族の自立・自治と，（島津に征伐されて以来）琉球王国下で八重山百姓が被った厳しい社会的従属とのアンバランス，そして彼らの社会経済的隷属と（日本民俗学・民族学によって明らかにされた）彼らの深く豊かな信仰・歌謡文化との対照，この二つのアンバランスに私は戸惑うばかりであった。しかし，14世紀後半に漂着した朝鮮漁民の滞在記録によると，八重山はまさに東南アジアと同じ共同体経済システムとそれにふさわしい文化を享受していたのだ。それが琉球王府の下でかくもひどい王府と役人階層の抑圧・支配を受けるにいたった琉球王国以前の経緯，八重山の地割制度の実際とその起源などの重要な研究課題が今なお山積していることに眼を見張るばかりだ。私はまず当面，アウエハントによる波照間島の社会人類学研究に取り組むつもりである。

おわり

注

(1)　著者アウエハントはこの日本語版が出る前1996年に没した。

(2)　1879年のいわゆる「廃藩置県」によって琉球王国が解体されて沖縄県が置かれたあとも，先島の人頭税を含めて当地の税制は他の旧慣制度（学校と警察を除く地方行政機関）とともに温存された。それが廃止されたのはさらに四半世紀後の1903年であった。したがって，この四半世紀間の沖縄はまだ十分に近代化されていなかったのである。その意味を明示するため，沖縄の歴史学界ではこの期間を「沖縄旧慣期間」と呼んでいる。この旧慣期間の税制も「琉球王国」のそれにおおかた同じとみられている。

(3)　この侵略は元々豊臣秀吉の計画に含まれていたし，そのあとを継いだ徳川家康も薩摩の侵略に対して事前に承諾を与えていた。比嘉春潮『沖縄の歴史』1959，154頁。仲原善忠「島津進入の歴史的意義と評価」新里恵二編『沖縄文化論叢1－歴史編』1972，242-250頁。

(4)　石は容積の単位。1石は10斗＝100升，メートル法で180.4リットルに等しい。近世日本と琉球では領地の経済力を米収穫量で表した。それが石高制である。

(5)　ここに発して，琉球・沖縄の複雑で多義的な歴史が始まった。ここから生まれるほとんどの問題が学問的にも政治的にも決着がつかないまま今に至っている。本稿のテーマもその一部に属すると思われる。

(6)　米やアワの量で表した。

(7)　大石慎三郎校訂『地方凡例録』1969，上巻29 & 87頁；神崎彰利『検地』1983，1 & 52頁。そのほかに秋山ほか編『図説農民生活史事典』1979，40-43頁を参照。

(8)　1903年の琉球土地整理を行う前，明治政府から派遣された官僚や調査官はこの説をもっとも強く唱えた。たとえば，「仁保主税官復命書写」および「沖縄県税制改正ノ急務ナル理由」，いずれも『沖縄県史，第21巻－旧慣調査資料』1968，所収544 & 569頁。

(9)　マルキは穀物の数量単位で，1マルキは10束。1束は1人の百姓が片手にかかえられる量を示す。1カヤ＝100マルキ＝1000束である。1マルキから尺貫法では米4-5升が取れる。山本弘文『南島経済史』1999，40-42頁。

(10)　この考え方を持っている代表は黒島為一「人頭税」『新琉球史－近世史（下）』1990，137頁である。

(11)　山本「近世沖縄史の研究」『沖縄文化論叢1－歴史編』前掲；渡口真清『近世の琉球』1975；新里恵二氏そのほか。

(12)　来間泰男「近世先島の人頭税と琉球の租税制度」『新琉球史－近世史（下）』21頁。山本や黒島によれば，検地による一筆ごとの草高の評価が過大であった。山本「石高配賦と人頭賦課」『近世琉球の租税制度と人頭税』2003，4頁；黒島，前掲，同頁。さらに黒島は「代掛」は穀物徴収の際実際には使われなかったとさえいった。黒島139頁。

(13)　下ダイズは琉球在来のマメ。ダイズより一回り小さい。ところで，蚕のマユで不良なものからは生糸が採れないが，真ワタが採れる。真ワタから紬糸が生産され

る。砂糖の重量の計量単位は斤。1斤は160匁で，メートル法では600グラムに相当する。

(14)　織物の布1反は大人の着物1枚が採れる生地を指す。古代には布1反は鯨尺（クジラ）で幅1尺，長さ2丈6尺～2丈8尺）（『古語大辞典』第4巻，1994，237頁）。しかし実際には，本稿2表でみるように，反布の種類によって1反の寸法はまちまちである。クジラ尺1尺は曲尺（カネシャク）1.25尺だからメートル法では37.9 cmである。クジラ尺2丈7尺は10.2 m。先島の上布・下布はいずれもカラムシ（苧麻）の繊維で織った生地。

(15)　賦米という税は1629年から始まった。鹿児島に上って薩摩藩主に奉仕する薩摩藩農民の義務を琉球農民にもあてはめ，鹿児島に来ない代わりに島津の殿様の江戸参勤費用を賄うというもので，石高1石につき1升4合95と定めた。琉球人を薩摩藩の領民同然に扱ったわけであるが，同時に，これによって薩摩藩はいっそう本格的に琉球の「石高制」に介入していった。

　1635年から始まった「牛馬口米」も薩摩藩の制度をあてはめたもので，牛馬が草を食べる山野の面積に税を課したつもりだが，面積を測る面倒を厭ったのか，実際には牛馬1匹につき銀2分5厘を琉球から徴収した。それに対し，琉球王府はこの銀負担を，牛馬1匹につき米の量1升9合47に換算したうえで，米1石あたりの「代」で百姓に納めさせた。そして，この米を鹿児島で売って得た銀子を薩摩藩に納めた。これによって，運賃を負担しても王府は儲けを得たそうである。渡口，前掲72頁。

(16)　1635年と1727年。

(17)　1727年から始めたこの掛増米は，薩摩藩から前述の盛増を命じられたときに，それに応じて薩摩に渡すべき上納増加分418石をそのまま付加税にしたものである。1石につき4合7勺2才の率。

(18)　「代」はそのあと時折上げたと言われている。「沖縄県旧慣租税制度」（以下「旧慣租税制度」と略称する），初出1895，『沖縄県史』第21巻，前掲192頁。

(19)　渡口によると，1727年の薩摩上納分は1万1,934石余であった。それはさきの米総生産量の25.4％である。渡口，前掲386頁。

(20)　伊波普猷「沖縄歴史物語」初出1932，『伊波普猷全集』第2巻，1974，414頁。

(21)　「旧慣租税制度」230-234頁。間切は琉球王国の地方行政区域。間切の下に村があった。

(22)　渡口，74頁。

(23)　同上。

(24)　以下もはっきりそれを認めている。「旧慣租税制度」223頁；比嘉春潮，258頁。そこで比嘉は夫役銭を「百姓そのものに課される税」と呼んでいる。

(25)　惣地頭は1つの間切を形式的に領有し，脇地頭は数個の村を形式的に領有した。

(26)　銭1貫文は1000文。1890年代にそれは2銭と評価された（「旧慣租税制度」

196 頁)。ちなみにこの明治時代の 2 銭は現代の 200 円という説がある。

(27)　1727 年薩摩藩から琉球王府にあてた指令書「盛増高御取立御目録」『近世地方経済史料』(以後『地方史料』と略称する)，第 10 巻，1969，287 頁。

(28)　渡口，前掲 89 頁。

(29)　『地方凡例録』前掲 187 頁；佐藤常雄「年貢と諸役」『歴史公論』1978・7，119 頁；磯田道央『武士の家計簿』2003，69 頁。

(30)　この矛盾について来島は鋭く追及している。同，前掲 21 頁。

(31)　この点をもっとも明快に主張したのは来間，16-18 頁であるが，日本本土の江戸時代でも，年貢は直接農民に上納させるのでなく，村単位に賦課したのである。佐藤，前掲 118 頁。

(32)「旧慣租税制度」230-234 頁。

(33)　この文書がまだ発見されていないというのは残念だが，不思議である。

(34)　来間，前掲 38-44 頁。彼によると，彼ら農民はどの耕地で，どんな品目を，どれだけ生産するかを，いちいち役人に指定され，その監督の下で働いていたという。

(35)　安良城盛昭によると，地割は「部落（王国時代の村）を単位に，本来の部落構成員である地人相互間で，耕地の割替を行う土地共有の制度」と定義される。安良城『新沖縄史論』1980，154 頁。

(36)　東恩納寛惇「地割制」『沖縄文化叢説』1947，56 頁；仲吉朝助「琉球の地割制度」『史学雑誌』1928，807 頁；田村浩『琉球共産村落の研究』(初出 1928) 1977，46 頁。同様の趣旨を山本は「耕地の頭配分に照らして，おそらく均等な頭配分だったのではないか」と書いている。ただし，彼がいう「均等な配分」とは決して単純な平均値を意味しているわけではないことに留意すべきであろう。山本，前掲 12 頁。

(37)　名寄帳はもともと日本本土の石高制のもとで貢納徴収に不可欠な文書であった。江戸幕府や各藩が検地に際して竿入帳や検地帳を作成したが，そこには耕地一筆ごとにその所在地・耕地の等級・面積・草高（生産量）・保有者名を記入していた。他方，名寄帳はそれらの文書にもとづいて各村が，百姓個人別に人名，保有圃場の地名・土地利用種別（百姓地・地頭地・仕明地・オエカ地など）・面積および石高・年貢高を記録して作成したものである。しかしながら，琉球の税制の実際では，個人別年貢額の決定にあたって名寄帳はたとえあっても実際の徴税に使われなかったとみられる。

　検地帳や名寄帳については神崎，前掲，48 & 50 頁参照。「沖縄県旧慣租税制度」が「名寄帳」と呼んだものは，「検地帳ヨリ各村ノ高ヲ取リ，地頭地ヲヘカ地及百姓地等ノ区分ヲ立テ・・・一村毎ニ帳簿ヲ編製シ其写ヲ各村ニ交付シテ以テ徴税ノ原簿ト称スルモノ是レナリ」(「旧慣租税制度」139 頁)。しかしこれは，石高制のもとで各村が検地の結果を個人別に課税額を記して編集する本来の名寄帳とは言えないだろう。そこでいう「名寄帳」はむしろ間切・村の徴収額を王府から知らせた

文書とみるべきであろう。

渡口は，名寄帳が不用になったのは1737年の元文検地以後だと見ている（同，81頁）。それは，地割がこの検地以後に始まったと彼が考えているせいであろう（同，「地割起源考」同書，113-120頁）。けれども，この見方は琉球地割研究者のあいだであまり支持されなかった。

安良城が紹介した「天保12年久米具志川間切西銘村名寄帳」（1841年）では，そこに記入されている耕地一筆ごとの保有者名義が慶長検地（1611年）当時の人名であり，元文検地当時のものではなかったことは彼自身も認めている（安良城「渡名喜島の地割制度」『渡名喜村史』下巻，1983，845-6頁）。したがって，この「名寄帳」は天保時代の個人課税の資料として使用されず，むしろ間切・村レベルの貢納額を定めるための資料とみるべきである。

名寄帳が18世紀元文検地より以前から個人課税に実用されることはなかったという有力な議論は山本によって主張されている。山本『南島経済史の研究』前掲，30，31，51 & 91頁。

黒島は，名寄帳を「薩摩向けにつくられた数字合わせに終始する机上の作業であったのではなかろうか」とさえ酷評している（前掲，同頁）。

(38)　仲吉，前掲446頁。

(39)　大﨑正治『フィリピン国ボントク村』1987；比嘉政夫監修，大﨑・杉浦・時雨共著『森とともに生きる中国雲南の先住民と森林保護』2014，とくに53，72，92，140-1，174，232および321-2頁参照。

(40)　この考え方をとる研究者として以下の人々が居る。仲吉朝助，前掲，1928年，5，6，8月；比嘉春潮『沖縄の歴史』前掲245頁；比嘉「沖縄の地割制度」，岩崎忍編『日本の民族・文化』1959所収。なお安良城は，地割起源をめぐる学説史をみごとに整理しつつ，自身の文献学や歴史考察によって，地割が薩摩侵略＝近世以後に起きたといういくつかの有力な説を批判している。同，「渡名喜島の地割制度」前掲。818-823頁。

(41)　安良城，『新沖縄史論』99頁；山本，201-2頁；田村，前掲。

(42)　谷川健一『谷川健一著作集』第6巻，11 & 33，104頁；宮良高弘『波照間島民俗誌』1972，33-34頁；アウエハント『HATERUMA』135-6頁；岡本太郎『沖縄文化論』1996，82頁。なお，クブラバリの伝説に対して，地元の研究者からそれは信憑しがたいという批判が出ている。大浜信賢『八重山の人頭税』1971，180-183頁；黒島，147頁。

(43)　牧野清『新八重山歴史』1972，3頁；大浜，13 & 31および36頁。

(44)　八重山歴史編集委員会『八重山歴史』（執筆は喜舎場栄珣）1954，142-3,149頁。

(45)　こうした位置づけは，安良城4 & 12頁；来間42頁；黒島144頁によって主張されているように思う。

(46)　アウエハント，前掲136-7頁。

先島の場合でも村位の決め方が不公平だと厳しく批判された。なぜならば，「上村」とされたクラスには，人口減少が続いて近世後期や明治大正時代に廃村になった村がたくさん入っていたからである。明和大津波や風土病，あるいは重い納税などが原因で人口減少が起きたのであろうが，王府は当初決めた村位にいっさい手を触れることはなかった。「旧慣租税制度」251頁。

(47)　在番は王府から派遣されて現地に駐在する八重山最高位の官吏。だが，あくまで監督者ないし王府と蔵元との仲介役にとどまり，実際の行政責任は頭（カシラ）にあった。

在番筆者は在番の秘書役で首里から派遣された。

カシラは現地行政機関（蔵元）のトップで，部下たちの投票によって首里大親子から選ばれ王府より任命されるというが，終身任期であった。彼らはもと八重山の支配者だった按司（アジ）クラスの後裔で，歴代のカシラは1500年のオヤケアカハケの反乱を鎮圧した琉球王府軍に協力した士族のうち少数の家系に限られていた。八重山では彼らは地頭地を持たされず，カシラという官職と俸禄を得るだけになった。

首里大屋子はカシラ，惣横目（注101）に次ぐ蔵元の上級役人で，現代日本の地方自治体の助役に相当する職務であった。与人は蔵元の各部局の主任で，ときには村の番所の主任を兼務した。蔵筆者は各部局の書記。目差は蔵元の最下級役人で，村の支配行政に際して与人の補佐をした。

村筑は百姓身分で，上納される穀物の量と重さを測る役職を行った。任期は1年だが，無給。

ペーチン・チクドン・アーシュは元来琉球士族の位階であった。沖縄本島では平民にも官職昇進の道は開けていたのに対し，先島では平民にとって官職昇進は不可能ではなかったが，遅かったと言われている。そして，位階称号も年齢や功労を重ねると，そうした位階を授けられることがある。アーシュは平民出身の低い官職者に与えられた称号である。チクドンの称号が与えられるのは，士族譜代の家系では23-28才，新参士族の場合は30才と若い年令で称号がもてるが，平民の場合は役人の定年に達する40才のときにすぎなかった。赤冠を戴く勲功を建てたり，高い官職に昇ったり，あるいは定年（平民50才）に達すると，平民でもペーチンと呼ばれ黄冠をかぶる。真栄田・三隅・源共編著『沖縄文化史辞典』1972，243頁。

(48)　免除者と免除分のデータは1894年，「沖縄県旧慣租税制度参照弐」『沖縄県史』第21巻，410-11頁。正男数と総年貢高のデータは1892年当時のもの。「旧慣租税制度」251頁。

(49)　通説の代表的なものは「旧慣租税制度」250頁を参照。私が「実際」のことという一つの証拠は次に明らかであろう。「然して藩庁（王府）より反布雑種の注文があるときは，予め換算額を定め，差引計算したるものなり。」「琉球新報」明治

35年9月29日号,」『沖縄県史第16巻ー新聞集成・政治経済1』1967，410頁。

(50)「1枡（ヨミ）」とは筬オサの目40個（つまり40羽ハ）に通す糸80本を表す。筬は，いざり機にも織機にもついている櫛状の道具で，織物の幅と経（タテ）糸の密度を決める役目をもつ。タテ糸は「筬オサ」の各々の目（「羽」）に糸2本を通す。したがって，20ヨミの布は，その1尺3寸の幅に筬目800羽に通る糸が1600本もある密な布を指す。

田中は本文（142-4頁）で“20ヨミを糸800本”（すなわち1ヨミ＝40本）としているが，その巻末の「解説」（285頁）では“1ヨミはタテ糸80本”とも書いている。田中俊雄・玲子『沖縄織物の研究』1976。上記の「琉球新報」明治35年10月3日でも，1ヨミは糸80本だという（同上『沖縄県史』第16巻，前掲413頁）。私が埼玉県の秩父銘仙の織物工場主新井啓一氏に確かめたところ，「1ヨミは40羽，糸80本」と教えられた。

1尺は10寸。1尋は約5尺～6尺（『古語大辞典』，前掲139頁）。田中は“1尋は5尺”としている（田中，前掲145頁）。本稿では1尋は5尺とする。

(51)　絹や紬などの布1疋は2反。『古語大辞典』第5巻，1994，15頁。実際には，本稿の2表では，1疋はクジラの幅1尺7寸，長さ11尋つまり5丈5尺である。

(52)　田中，同上39-40頁；『沖縄文化史辞典』前掲194頁；『近世史用語辞典』1993，122頁；京都造形芸術大学編『織を学ぶ』1999，76頁；与那嶺一子「宮古上布」，新川監修『清ら布（チュラフ）』2002，109頁。

(53)　反布各品目と米との換算率は「沖縄県旧慣租税制度参照弐」前掲410頁参照。

(54)　とくに村々の間の配賦額の推計根拠を示したものは数少い。以下を参考にした。「旧慣租税制度」242-5および254＆5頁。ほかに『沖縄県史』第16巻，前掲414頁。なお，砂川玄正は各種の反布ごとに詳しい例表を作って，具体的な貢納量の計算を実演して見せてくれているのがありがたい。しかし，一般化した計算式を明示していないのは惜しい。砂川「定額人頭配賦税制度下の年貢粟・年貢配分」『近世琉球の租税制度と人頭税正』158-165頁。

(55)「手伝い人」は織女1人ずつに従いて，織物作業の助手兼見習いをする年少の女性。

(56)　明治時代に実験した結果では，糸紡ぎに老練な女性でも，カラムシで20ヨミ1反用の糸を紡ぐのに精一杯働いても350時間かかった。織物も難しい。縞柄の複雑な御用布を織るためには，まる2日かかってもわずか1尺3寸しか進まなかったという。『琉球新聞』明治35年10月2日，『沖縄県史』第16巻，前掲414-5頁；同第21巻，256頁。長さ11尋の20ヨミ紺縞細上布を完成するにはやはり2-3か月はかかっただろう。

(57)「一木書記官取調書」1894初出，『沖縄県史第14巻ー雑纂』1965，572頁。

(58)「八重山島貢布割付法及ビ徴収ノ手続」『沖縄県史，第21巻』420頁；前掲『近世琉球の租税制度と人頭税』第4章，244,250,260頁。

(59)「筋持つぃ」とは縞柄のこと。「ヨミ」は注（50）参照。「アヤ」は模様を示す。「拝でぃ」は自分の出来栄えを喜び尊ぶ様を示す。「上ぎてぃしゅでぃら」は‘上納を遂げてとても嬉しい’という気持ち。當山善堂編『精選八重山古典民謡集』2009，第1巻64-65頁および第2巻238-9頁。歌詞の一部は大﨑が変えた。

(60)『沖縄大百科事典』下巻，1983，140-141頁。

(61)『八重山歴史』141頁。

(62)　牧野『新八重山歴史』173-7頁。

(63)　この表は，1983年に西表島に調査に入った笹森が南風見（ハイミ）村の番所で発見したものである。笹森著『南嶋探験』1982，第1巻，225頁。

(64)“反収7斗”という情報は笹森が白保村で得たものである。笹森，同頁。

(65)　牧野，前掲177頁。

(66)　以上は，アウエハント『HATERUMA』，138-9頁。原文p. 73.

(67)　以上は同上，訳文139頁，

(68)　黒島，159－162頁。

(69)『地方史料』前掲，285-7頁。

(70)「琉球藩雑記2」『沖縄県史』第14巻，前掲79頁。

(71)　山本，「石高賦課と人頭賦課」前掲4頁。

(72)　黒島，159頁。

(73)　仲間村は西表南東部の村，大浦田はその一部である。仲間村は明治時代に廃村になった。當山善堂前掲，第2巻，268-9頁。訳文は同書によるが，部分的に大﨑が変えた。

(74)　野底村はマラリアの流行で1905年に廃村になった。同上206-7頁。

(75)「冨川親方八重山島諸村公事（クジ）帳」（以後「冨川諸村公事帳」と略す），『沖縄県史料－前近代7－首里王府仕置3』1991，102頁；「翁長親方八重山島規模帳」（以後「翁長規模帳」と略称），初出1857，『沖縄県史資料－首里王府仕置2－前近代6』1989，341頁；『参遣状抜書』上巻，1995，62頁。同書に逐条翻訳がある；「上杉県令沖縄県巡回日誌」（1882年8月），『沖縄県史第11巻－上杉県令関係日誌』，1965，87頁。もっとも，科鞭（トガムチ）をも振るう半ば強制的な労働監督は八重山に限らず，沖縄本島とその離島の間切に対しても王府は指示していた。たとえば「久米具志川間切公義帳」や「同公事帳」について，山本「石高賦課と人頭賦課」前掲，11頁参照。

(76)　笹森，前掲209および214-5頁。

(77)　安良城『新沖縄史論』409頁。そこで安良城は，「辛さ」「きつさ」の源として，八重山の自然の苛酷さとともに農業生産力の低さを挙げている。これはいちおうもっともな説だが，王府や役人による支配や収奪のような社会的苛酷さを見落とすことはできない。

(78)　手代・下代はいずれも村番所で掃除・お茶汲みなどをする下働きの職員で，平

民で無給。手代は老年者，下代は壮年者。

(79)「御財制」153-5頁。夫賃米制度が五度夫に拡大した理由や経緯について語る歴史文書は私をまだ見出していない。

(80)「旧慣租税制度」258頁。

(81)　とりわけ明和の大津波では人口3万人弱の実に3割が溺死した。その後に続いたマラリアなどの流行病が激増し，それに加えて飢饉に苦しんだ。そのため，八重山の人口は100年間にわたって減り続けた。もちろん，重い税のせいでもあるだろう。あの大津波の直前の水準に人口が回復したのは1910年代に入ってからである。牧野39頁。

(82)「冨川諸村公事帳」前掲101頁。

(83)「沖縄旧慣地方制度」『沖縄県史』第21巻，111-122頁。

(84)「ご法のとおり賃米で納めるか，それとも労役に勤めるか，どちらかせねばならないと言い渡しておいた。」「萬書付集」1890年代初出，『沖縄県史料ー前近代6』，前掲602頁。

(85)『参遣状抜書』下巻，1995，53頁。

(86)　供米の処理について，『参遣状抜書』上巻，前掲75，79，84頁；同上，下巻，62頁を参照。

(87)　以上の雑物のリストや「諸品定代帳」について，「御財制」154-5頁；『八重山歴史』142頁。

(88)『地方史料』前掲51頁。

(89)「翁長規模帳」前掲315頁；「八重山島巡回取調書」『地方史料』前掲260頁。

(90)「翁長規模帳」前掲312頁。実際にはこの王府の禁令はまったく空文であった。

(91)『参遣状抜書』下巻，81-2頁。

(92)　笹森，前掲200-201頁；「萬書付集」前掲，610頁。

(93)「翁長規模帳」340頁。もともと賄い女は役人のために炊事・掃除をする仕事として王府によって認められていたが，通例，事実上の妾にされた。すると，役人はこの女の反布負担を他の女性に転嫁して，村に迷惑をかけた。けれども賄女になると生活が楽になることやその子孫が読み書きの能力をつけて村の役人になって出世することをみて，村の平民は彼女らを憧れたり妬んだりした。

(94)『参遣状抜書』上巻，32頁参照。

(95)　以上のうち，「八重山規模帳」からの出典をまとめて示すと，②「翁長規模帳」前掲340頁。③同339頁。④同342頁。⑤同340頁。⑥同316頁。⑧同340頁；「冨川親方八重山島規模帳」（以後「冨川規模帳」とする）初出1874，『沖縄県史資料ー前近代6』前掲403頁。⑩「翁長規模帳」前掲312頁。⑪同317頁。⑫同313-4頁。また⑫については『参遣状抜書』下巻，前掲80頁をも参照。

(96)　同上，上巻，32頁。

(97)　同上，下巻，45-6および80-81頁。

(98)　以上の経緯について「翁長規模帳」313-4，342 頁；「萬書付集」602,605-6，655 頁；『地方史料』259 頁を参照。

(99)「翁長規模帳」293 頁。

(100)「萬書付集」666 頁；黒島，131 頁。

(101)　惣横目はカシラに次ぐ蔵元重職で，風紀・治安を取り締まるほかに，役人の不正を監視して王府に報告する職務もあった。

(102)「萬書付集」667-674 頁。このいきさつについて黒島，165-6 頁。

(103)『参遣状抜書』下巻，49 頁。

(104)「与世山親方八重山島規模帳」，前掲 261 頁；「冨川親方規模帳」403-4 頁。しかし，すでに「翁長規模帳」でも同じ方針が出されていた（前掲 327 頁）。

(105)　この視点は黒島為一氏から学んだ。記して謝意を表したい。黒島，161-2 頁。

(106)　これらの状況について以下を参照。「仁尾主税官復命書」前掲 551 頁；「一木書記官取調書」同，582 頁；笹森『南嶋探験』，第 1 巻，213 頁。

(107)　八重山役人の人口について「一木書記官取調書」，『沖縄県史』第 14 巻，582 頁。琉球について「琉球藩雑記 1」同上，3 頁。近世の日本本土では武士の人口比率は 7％であった。そして 5,000 人以上から構成される都市の人口は全国人口の 13％にすぎなかった。鬼頭宏『文明としての江戸システム』2010，96 & 252 頁。

(108)　以上は笹森，同上，第 2 巻，31，43 頁。

(109)　渡口，前掲，158 頁。

(110)　以上は，笹森，『南嶋探験』，第 2 巻，10 頁；大浜，115 頁。

(111)　柳田国男「南島研究の現状」初出 1925，『柳田国男全集』第 27 巻，1990，223-4 頁。

(112)　奥野彦六郎『南島村内法』，1977，319 頁。

(113)　一つの推算によると，八重山において，米・アワは 1 人平均で 1 日わずか 1 合 6 勺しか消費できなかったが，甘藷のほうは 1 人 1 日 2 升 3 合 6 勺消費できた。「一木書記官取調書」前掲 591-6 頁。